

## **第3期**

# **高森町子ども・子育て支援事業計画**

**～こどもはたから～**

**みんなで育てる たかもりの子**

**令和7年3月**

**高森町**



# 目次

<b>第1章 計画の概要 .....</b>	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の対象 .....	5
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 .....</b>	7
1 統計による高森町の状況 .....	8
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要 .....	13
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	25
1 計画の基本理念 .....	26
2 計画の基本的な視点 .....	26
3 計画の基本施策 .....	27
3 施策体系 .....	28
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	29
施策体系～施策の展開 .....	30
基本施策 1 地域における子育て支援体制づくり .....	32
基本施策 2 安心して子育てができる環境づくり .....	36
基本施策 3 健やかに生まれ育つ環境づくり .....	40
基本施策 4 豊かな教育による人づくり .....	42
基本施策 5 子どもにやさしいまちづくり .....	47
<b>第5章 教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業に 関する 量の見込み・確保方策</b> .....	49
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって .....	50
2 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期 .....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期 .....	53
4 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について .....	62
<b>第6章 計画の推進体制 .....</b>	65
1 計画の推進に向けて .....	66
2 計画進捗・評価 .....	66



# **第1章**

## **計画の概要**

# 1 計画策定の趣旨と背景

---

## (1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生数が予測を上回る速度で減少し、人口減少が急速に進んでいます。2023 年の出生数は 72 万 7,288 人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。さらに、核家族化の進行、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国においては、2012 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を 2015 年 4 月から開始しました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、2019 年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、2021 年には「子どもまんなか社会」の実現を目指す子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、2023 年 4 月に「子ども基本法」が施行されるとともに、子ども家庭庁が発足しました。2023 年 12 月には「子ども大綱」が閣議決定され、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などが定めされました。

高森町では、平成 27 年度から「第 1 期子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年度から「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域における子育て支援や心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に取り組んできました。また、『第 7 次振興総合計画「まちづくりプラン』』を令和 2 年度からは施行し、「子どもの育ちを家庭と地域で支え合う環境づくり」を重点施策の一つとして取り組みも進めてきました。

以上のことを踏まえ、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の方向性を継承しつつ、より一層、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進することを目的に、「第 3 期高森町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

## (2) 国におけるこども政策の状況

### ① 児童福祉法等の一部を改正する法律（2022年6月成立）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等について定められました。

### ② こども基本法（2022年6月成立）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。「日本国憲法および児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められました。

### ③ こども大綱（2023年12月閣議決定）

「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが定められました。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」に一元化されました。

### ④ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（2023年12月閣議決定）

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最も重要な時期である一方で、すべての子どもの権利や機会が等しく保障されていないことや誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い状況を踏まえ、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的としたビジョンが示されました。

### ⑤ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（2024年6月成立）

2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることができます。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

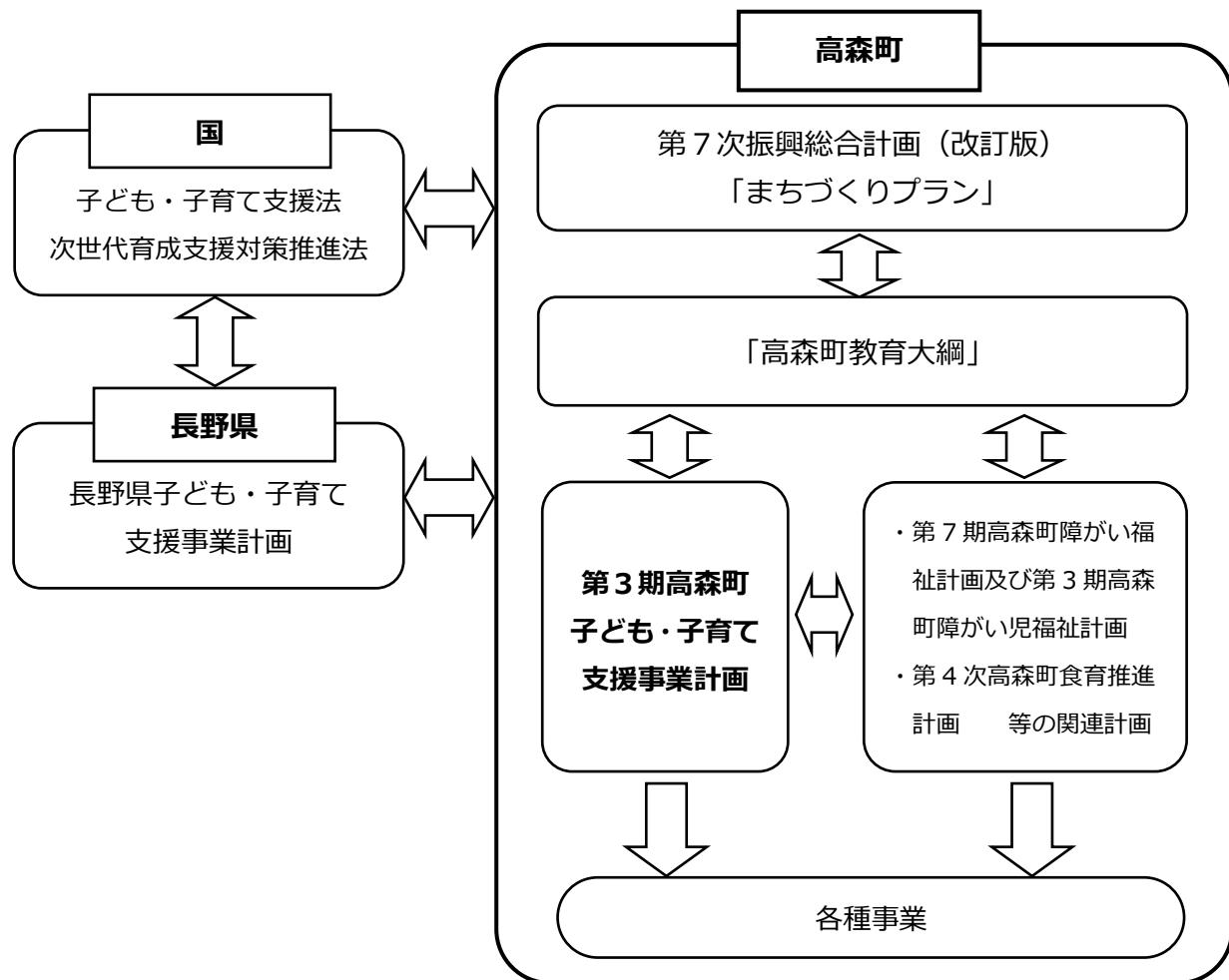
### (1) 子ども・子育てに関する根拠法律

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく地域行動計画として位置づけます。「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく施策や「健やか親子21(第3次)」に基づく母子保健計画を位置づけるなど、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画です。

### (2) 他の計画との整合性

高森町では、令和7年度から施行される『第7次振興総合計画（改定版）「まちづくりプラン』及び『高森町教育大綱』を上位計画とし、「高森町障がい福祉計画及び高森町障がい児福祉計画」「高森町食育推進計画」等の関連計画との整合を図りながら各施策を推進していきます。

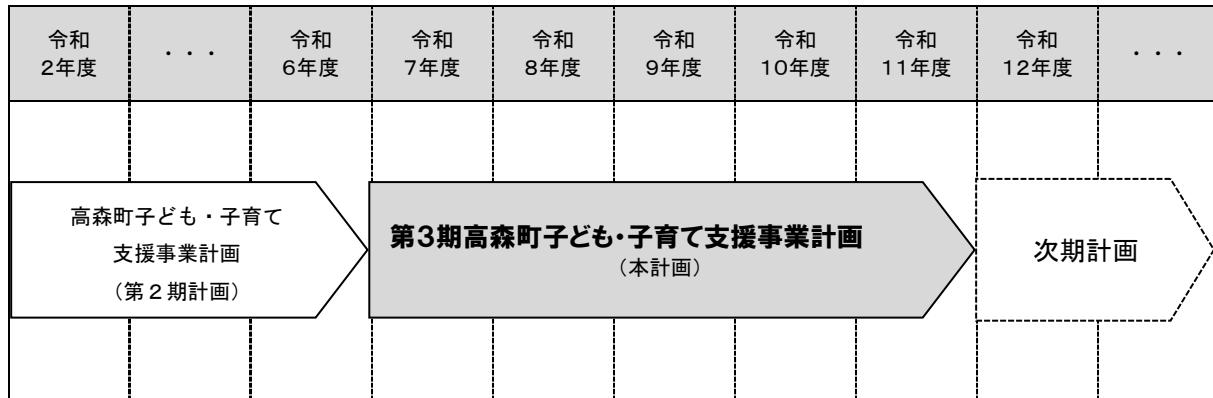
【子ども・子育て支援の総合的な推進イメージ】



### 3 計画の期間

---

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。



### 4 計画の対象

---

この計画は、18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。



## **第2章**

# **子ども・子育てを取り巻く現状**

# 1 統計による高森町の状況

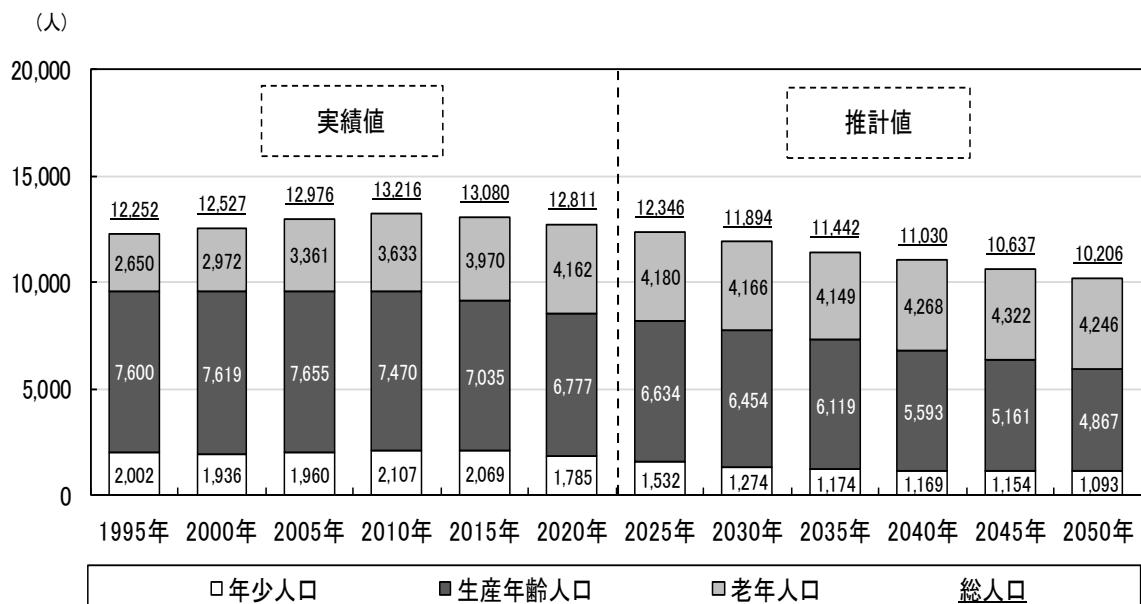
## (1) 人口・世帯の状況

### ①総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計

総人口の推移をみると、1995年から2010年にかけては増加していますが、2015年において減少に転じています。国立社会保障人口問題研究所（以下、社人研という）による推計をみると、人口は一貫して減少が予想され、2050年の総人口は、10,200人程度となることが見込まれています。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、2005年をピークに減少傾向にある一方、老人人口（65歳以上）は、1995年以降、増加しています。年少人口（15歳未満）は、2010年の2,107人をピークに減少しています。また、推計をみると、高齢者数が4,200人前後で推移する一方で、年少人口・生産年齢人口が減少するため、少子・高齢化が進行することが予想されます。2050年の年少人口は、2020年と比較すると減少率は38.8%となっています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計



資料：～2020年 国勢調査

2025年～ 資料：国立社会保障人口問題研究所

## ②年齢3区分別人口割合の実績及び推計と他市町村との比較

年齢3区分別人口の実績及び推計を他市町村・県・国と比較すると、2020年の高森町の年少人口は、表中の他の市町村よりも高い割合となっている一方、生産年齢人口と老人人口の割合については、他市町村・県・国と比較すると、比較的低い割合となっています。今後の推移は、他市町村・県・国と同じような割合になってくると考えられます。

### ■3区分人口構成比の他市町村との比較

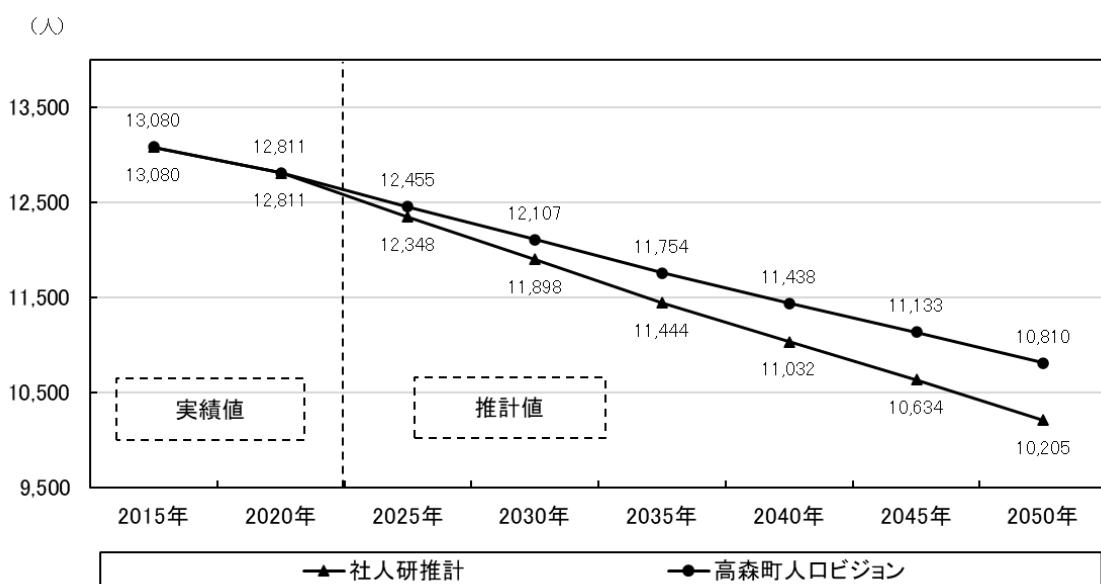
年齢区分	年少人口		生産年齢人口		老人人口	
	年齢	0～14歳		15～64歳		75歳～
年		2020年 (実績)	2050年 (推計)	2020年 (実績)	2050年 (推計)	2020年 (実績)
全国	11.9	9.9	59.5	52.9	28.6	37.1
長野県	11.9	9.6	54.6	48.8	31.6	41.6
飯田下伊那地方	12.6	10.0	52.6	47.7	34.0	42.2
高森町	13.9	10.7	52.9	47.7	32.5	41.6
飯田市	12.6	9.9	53.7	49.2	32.6	40.9
松川町	12.3	9.4	53.2	45.6	34.5	45.0
喬木村	13.4	13.2	50.9	44.3	35.6	42.4
豊丘村	13.6	11.1	53.4	48.4	32.9	40.5
大鹿村	9.6	9.1	45.0	39.3	45.5	51.6

資料：国立社会保障人口問題研究所

## ③人口の将来展望

人口の将来展望をみると、社人研における高森町の推計は、2050年に10,810人まで減少すると予測されています。高森町の人口ビジョンでは、自然動態や社会動態を勘案し、2045年に11,150人、2050年に10,850人を目指すこととしています。

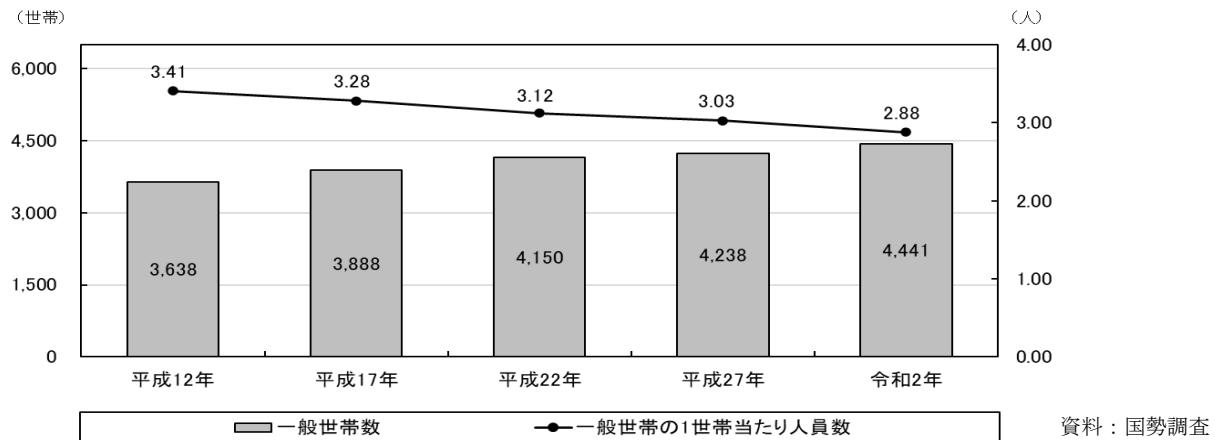
### ■人口の将来展望



### ③世帯数等の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年では4,441世帯となっています。一般世帯の1世帯当たり人員は減少し、令和2年では2.88人となっています。

#### ■一般世帯と1世帯当たり人員数の推移

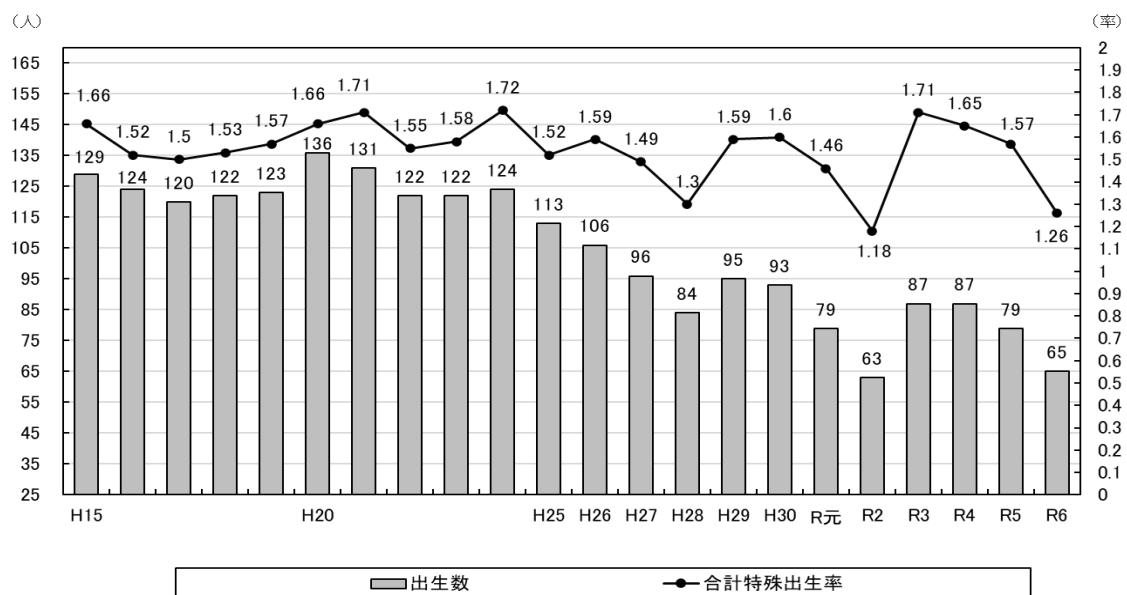


## (2) 出生の状況

### ①出生数と合計特殊出生率の推移

過去20年間の出生数の推移をみると、平成20年の136人をピークに減少傾向にあります。令和2年の63人が最小人数で、その後、増加しましたが、令和6年の出生者数は65人となっています。合計特殊出生率(※)の推移をみると、増加と減少を繰り返しています。令和2年には最も低い値となっていますが、翌年に増加しましたが、その後減少に転じています。

#### ■出生数と合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づくデータ（健康福祉課）

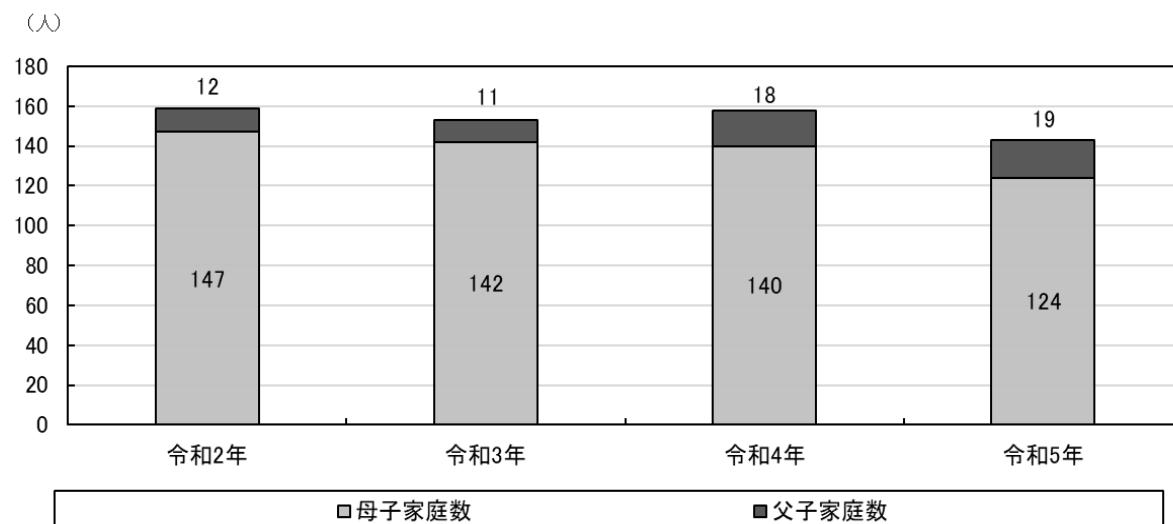
※合計特殊出生率：女性が出産可能とされる15歳から49歳までの間に産む子どもの数の平均

### (3) 家庭の状況

#### ①母子家庭数・父子家庭数の推移

母子世帯の数は減少傾向にあります。父子世帯の数は増加傾向にあります。

#### ■母子家庭数・父子家庭数の推移



資料：長野県母子家庭・父子家庭調査

### (4) 保育園・認定こども園の状況

#### ①保育園・認定こども園の入園状況

平成 23 年度をピークに入園児数は減少傾向にあるものの、私立認定こども園を中心に、0 歳～ 2 歳の未満児数は増加しています。年度途中の未満児入園が多くいるため、4 月 1 日の基準日よりも多くの園児が保育園・認定こども園を利用しています。

#### ■令和 7 年度保育園等入園状況(4月1日基準日) ※予定

保育園名称	0～2歳児	3～5歳児	合計	定員
山吹保育所	14	42	56	90
下市田保育所	20	45	65	120
認定こども園ぱどま	33	79	112	140
高森あかり保育園	36	73	109	120
町内公立計	34	87	121	210
町内私立計	69	152	221	260
町外	6	16	22	
合計	109	255	364	

※認定こども園（1号認定）の入所数、町内外広域入所数を含む

## ■保育園等入園の推移

※4月1日基準日時点の入園者数

	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計
令和2年	2	41	70	113	103	96	110	309	422
令和3年	3	42	57	102	102	107	95	304	406
令和4年	3	48	53	104	90	115	106	311	415
令和5年	6	53	66	125	79	96	118	293	418
令和6年	2	50	69	121	80	79	98	257	378

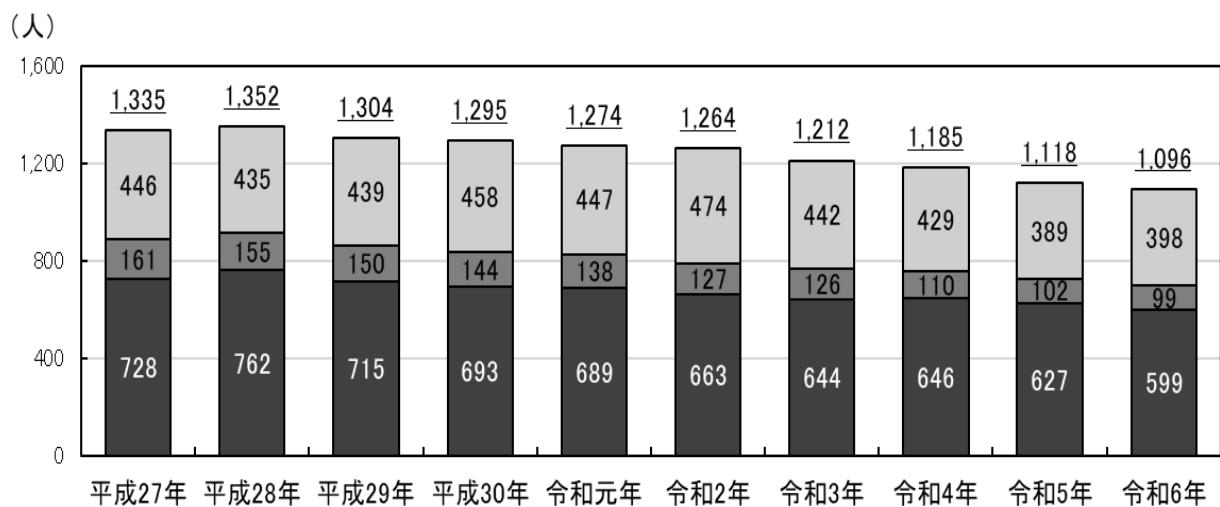
## (5) 学童クラブの状況

北小学校と南小学校の学童クラブ登録者数は増加傾向となっていましたが、南小学校は令和6年に減少しました。また、利用状況は毎月ごとに若干変化しています。登録数は、年度初めから年度終わりに向けて減少しています。

## ■各年度の学童クラブ児童登録数

	北小	南小	合計
令和2年度	12	85	97
令和3年度	13	84	97
令和4年度	19	85	104
令和5年度	20	88	108
令和6年度	22	74	96

## ■小中学校児童生徒の推移



■高森南小学校

■高森北小学校

□高森中学校

合計

## 2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要

### (1) 調査概要

- 調査の目的：令和6年度に行う「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや高森町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施した。
- 調査地域：高森町全域
- 調査対象者：  
就学前児童のいる世帯・保護者（就学前児童調査）  
高森町在住の小学1年生～6年生のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：令和6年2月29日～3月18日
- 調査方法：町内園・小学校を通じた配布・回収、一部郵送による配布・回収

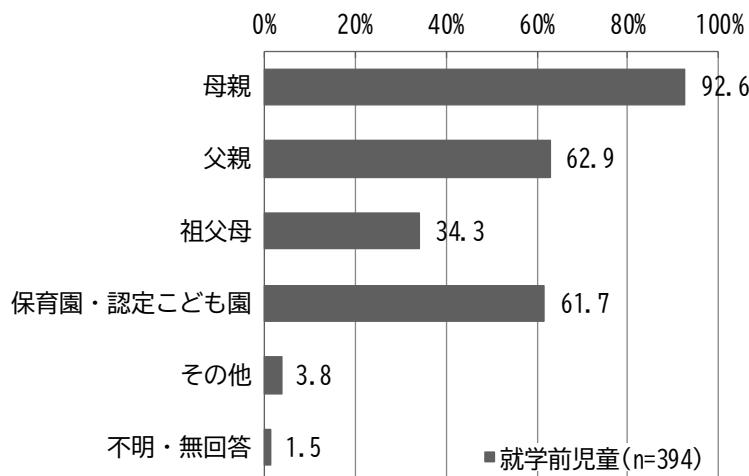
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	615	394	64.1%
小学生児童	737	591	80.2%
合計	615	394	64.1%

### (2) 結果概要

#### ①子どもの育ちをめぐる環境について

##### 就学前児童の子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方

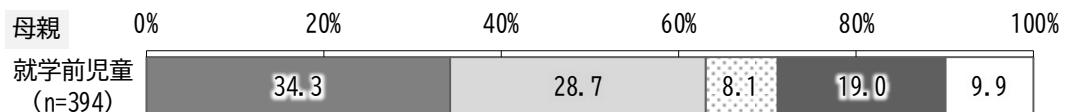
「母親」が92.6%（前回92.9%）と最も高く、次いで「父親」が62.9%（前回62.2%）となっています。



## ②保護者(母親)の就労状況について

### 母親の現在の就労状況×子どもの年齢別

現在の母親の就労状況を子どもの年齢別にみると、0歳及び2歳～4歳で「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が、1歳で「専業主婦（夫）又は就労していない」が、5歳以上で「パート・アルバイト【月48時間以上】」が、それぞれ最も高くなっています。なお、5歳以上でパート・アルバイト（「月48時間以上」と「月48時間未満」の合算）がそれぞれ4割台と、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」と比べて高くなっています。



#### 【年齢別】

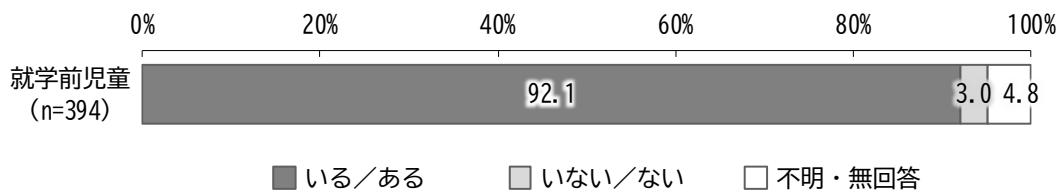


- フルタイム【週5日・1日8時間程度】
- パート・アルバイト【月48時間以上】
- ▨ パート・アルバイト【月48時間未満】
- 専業主婦（夫）又は就労していない
- 不明・無回答

### ③子育ての相談先について

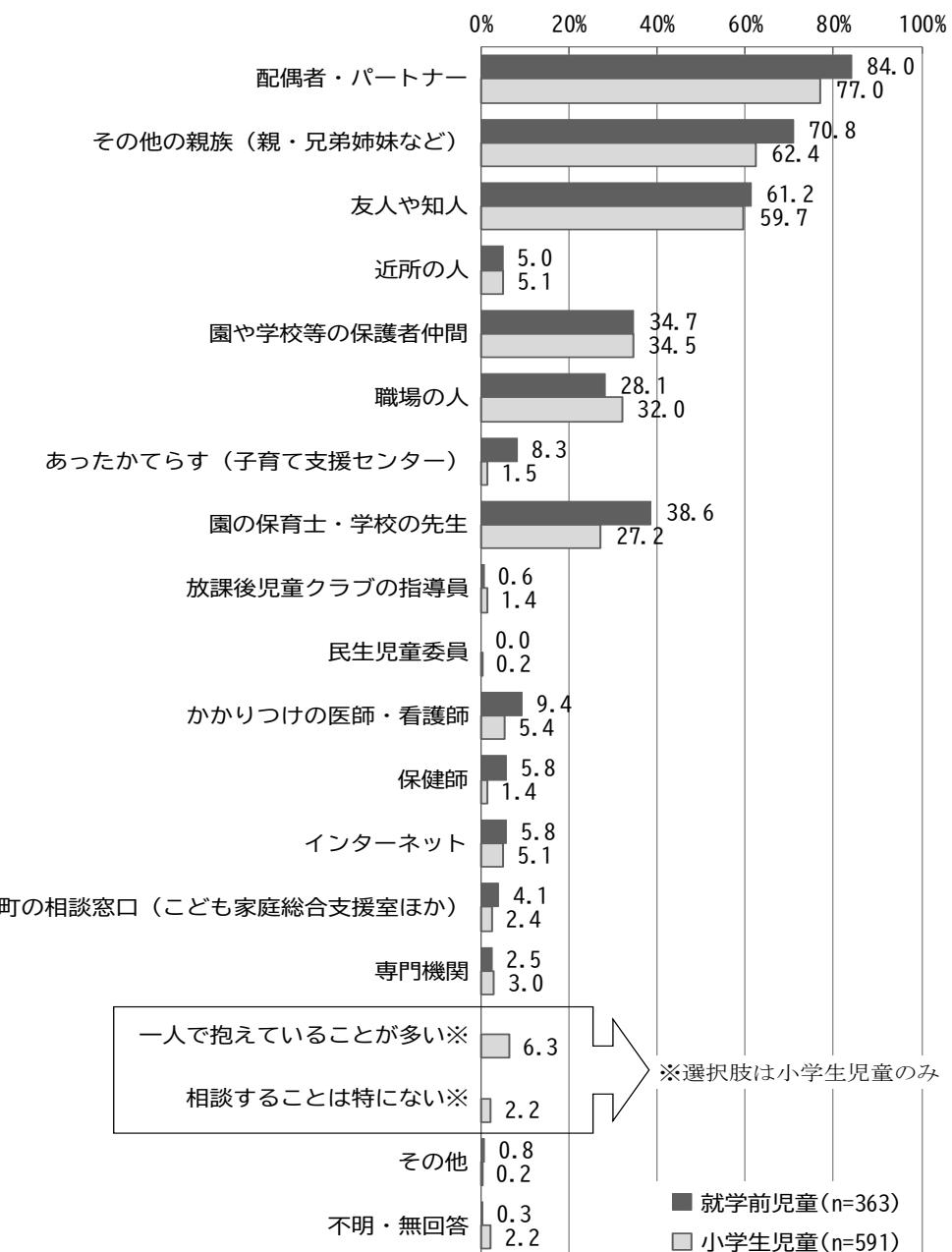
#### 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人(先)の有無

「いる／ある」が 92.1% (前回 90.6%)、「いない／ない」が 3.0% (前回 2.3%) となっています。



#### お子さんの子育て(教育を含む)に関して気軽に相談できる相手や機関

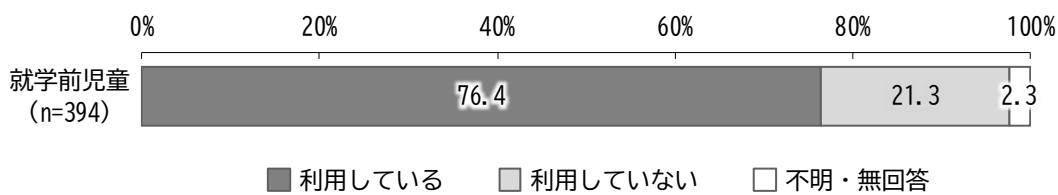
就学前児童・小学生児童ともに「配偶者・パートナー」がそれぞれ最も高く、84.0%、77.0% となっています。次いで「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」がそれぞれ 70.8%、62.4% となっています。なお、小学生児童は、「一人で抱えていることが多い」が 6.3% となっています。



#### ④保育園や認定子ども園等を望むニーズについて

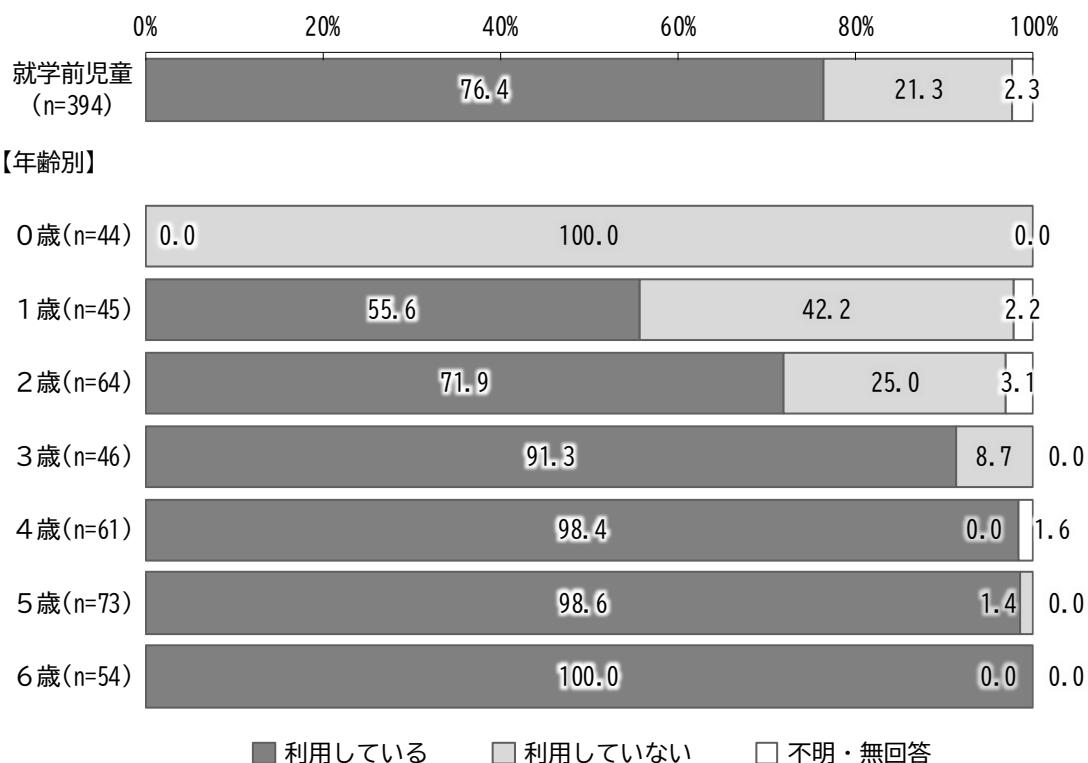
##### 保育園や認定こども園などの「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

「利用している」が76.4%、「利用していない」が21.3%となっています。



##### ◆定期的な教育・保育事業の利用の有無×子どもの年齢別 就学前児童

定期的な教育・保育事業の利用の有無を子どもの年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「利用している」が高くなっています。

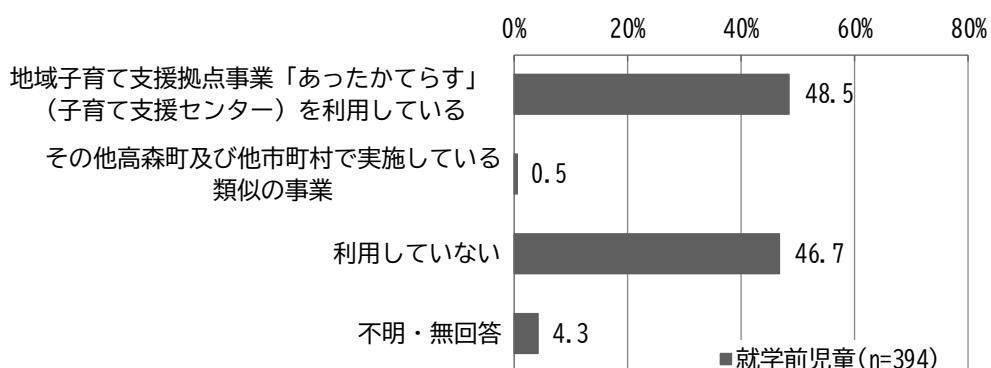


## ⑤地域の子育て支援事業について

### 地域子育て支援センターの利用の有無 <単数回答>・利用頻度<数量回答>

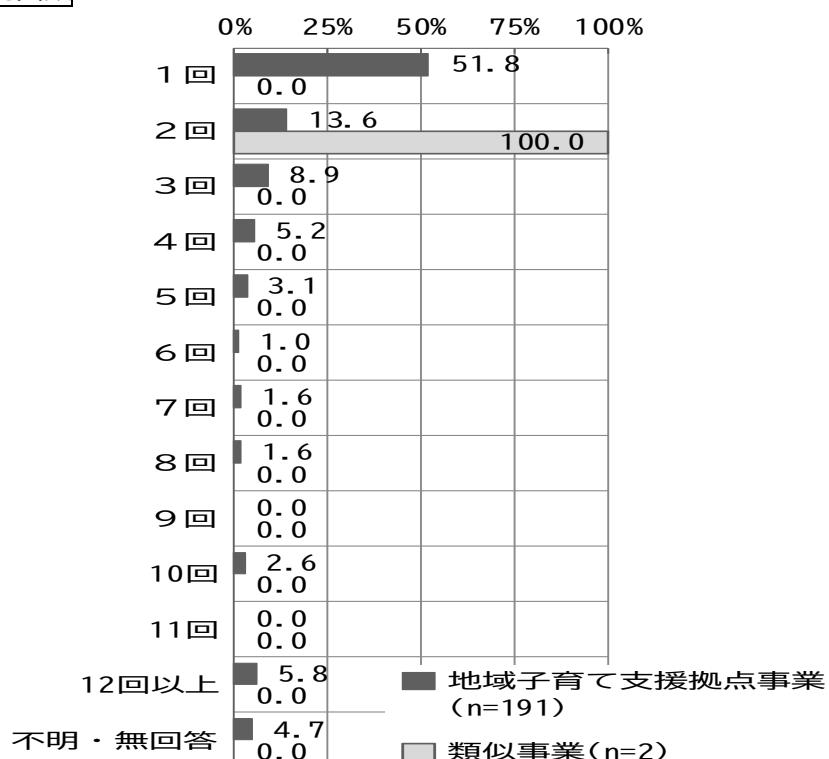
「地域子育て支援拠点事業「あったかてらす」(子育て支援センター)を利用している」が48.5%、「その他高森町及び他市町村で実施している類似の事業」が0.5%、「利用していない」が46.7%となっています。

なお、「地域子育て支援拠点事業「あったかてらす」(子育て支援センター)を利用している」と回答した方の1か月当たりの利用回数は、「1回」「2回」が上位となっています。「その他高森町及び他市町村で実施している類似の事業を利用している」と回答した方の1か月当たりの利用回数については、下記のとおりです。



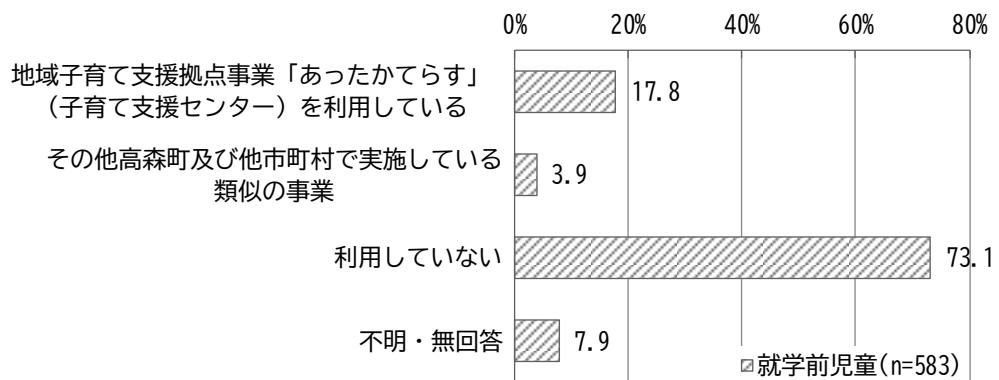
「利用している」と回答した方

1か月当たりの利用回数



### 前回調査（平成 31 年実施）

○前回調査結果と比べると、「地域子育て支援拠点事業「あつたかてらす」（子育て支援センター）を利用している」が 30.7 ポイント高く、「利用していない」は 26.4 ポイント低くなっています。

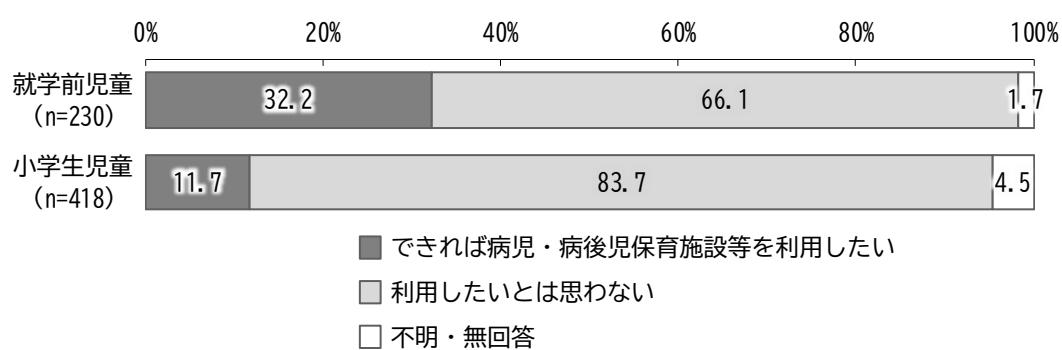


## ⑥病児・病後児保育事業の利用意向について

### できれば「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか<単数回答>・利用希望年間日数<数量回答>

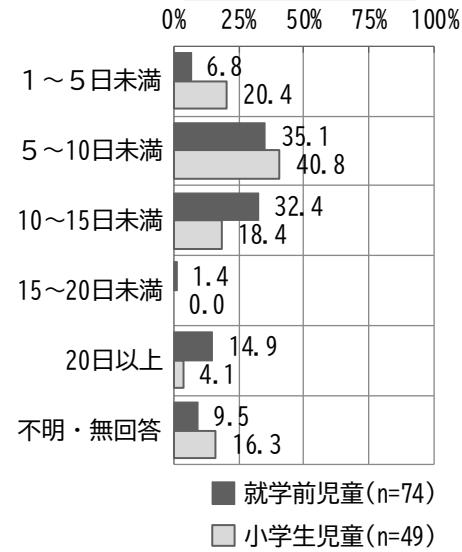
就学前児童は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が32.2%（前回24.3%）、「利用したいとは思わない」が66.1%（前回72.3%）となっています。小学生児童は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が11.7%（前回13.1%）、「利用したいとは思わない」が83.7%（前回82.0%）となっています。

なお、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」方の利用希望年間日数は、就学前児童は「5～10日未満」「10～15日未満」が、小学生児童は「5～10日未満」「1～5日未満」が、それぞれ上位となっています。



### 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方

#### 利用希望年間日数

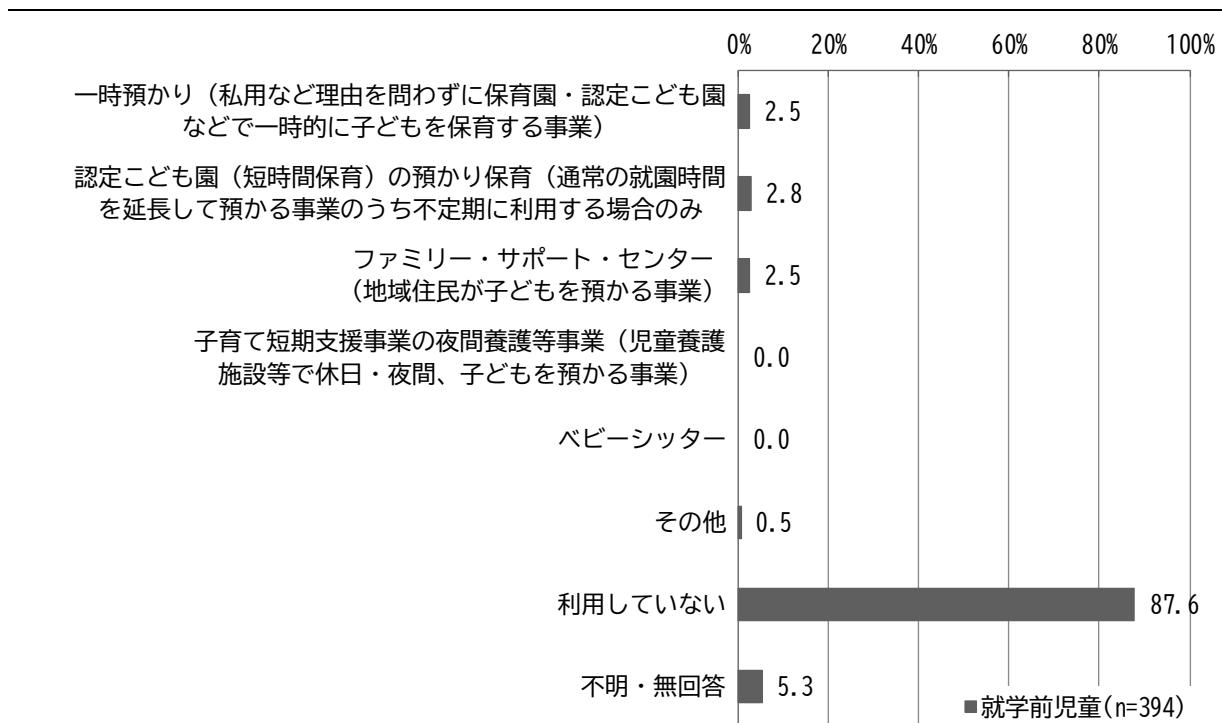


## ⑦一時預かり等、不定期の保育サービスの利用希望

日中の定期的な保育や病気以外に、保護者の私用、通院、不定期の就労等の目的で、「不定期」に利用している事業<複数回答>・年間利用日数<数量回答>

「利用していない」が87.6%と最も高く、利用している事業は「認定こども園（短時間保育）の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」「一時預かり（私用など理由を問わずに保育園・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業）」「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」がそれぞれ2%台となっています。

利用事業別の年間利用日数について、「一時預かり」「認定こども園（短時間保育）の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」「その他」で利用がみられます。



利用事業別の年間利用日数

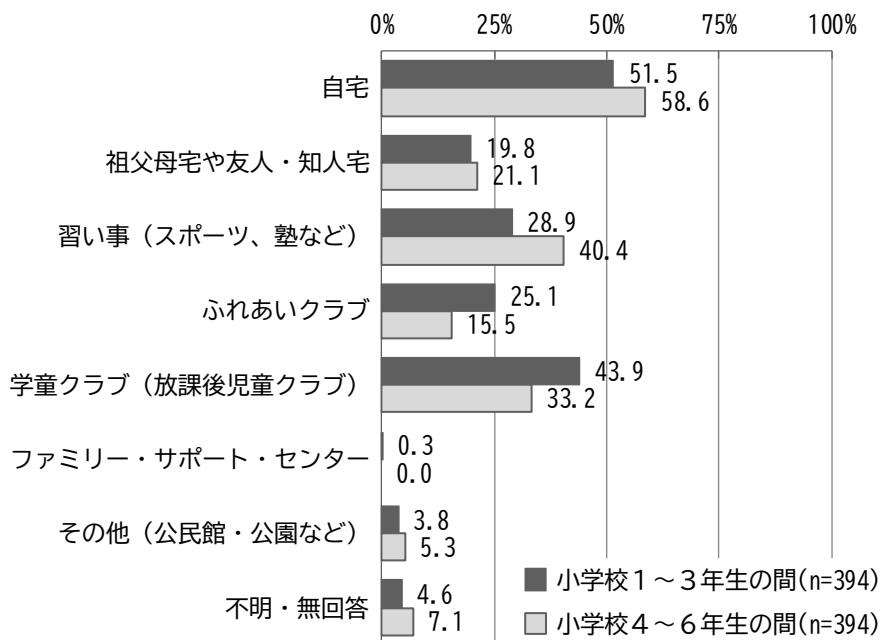
単位	上段：件数 下段：% ■就学前児童	1～5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20日以上	不明・無回答
一時預かり	10 100.0	2 20.0	1 10.0	4 40.0	- -	3 30.0	- -
認定こども園（短時間保育）の預かり保育	11 100.0	1 9.1	4 36.4	2 18.2	- -	3 27.3	1 9.1
ファミリー・サポート・センタ	10 100.0	4 40.0	4 40.0	- -	1 10.0	1 10.0	- -
子育て短期支援事業の夜間養護等事業	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ベビーシッター	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -

## ⑧小学校入学後の放課後の過ごし方(放課後児童クラブ)の希望について

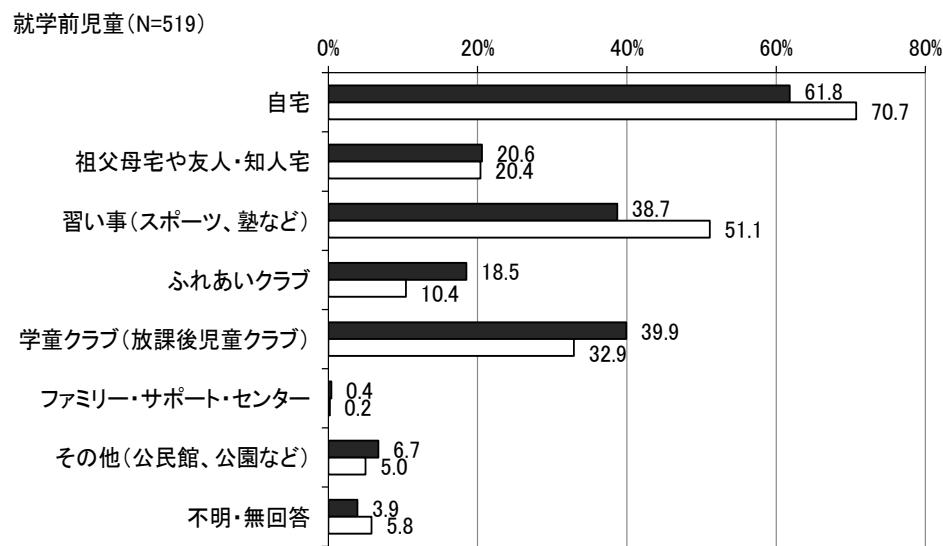
「小学1年生から小学3年生の間」「小学4年生から小学6年生の間」、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどこで過ごさせたいか<複数回答>・希望日数<数量回答>

小学1年生から小学3年生の間は「自宅」が51.5%（前回61.8%）と最も高く、次いで「学童クラブ（放課後児童クラブ）」が43.9%（前回39.9%）となっています。

小学4年生から小学6年生の間は「自宅」が58.6%（前回70.7%）と最も高く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が40.4%（前回51.1%）となっています。



### ■放課後の時間を主にどの場所で過ごさせたいか（前回調査）



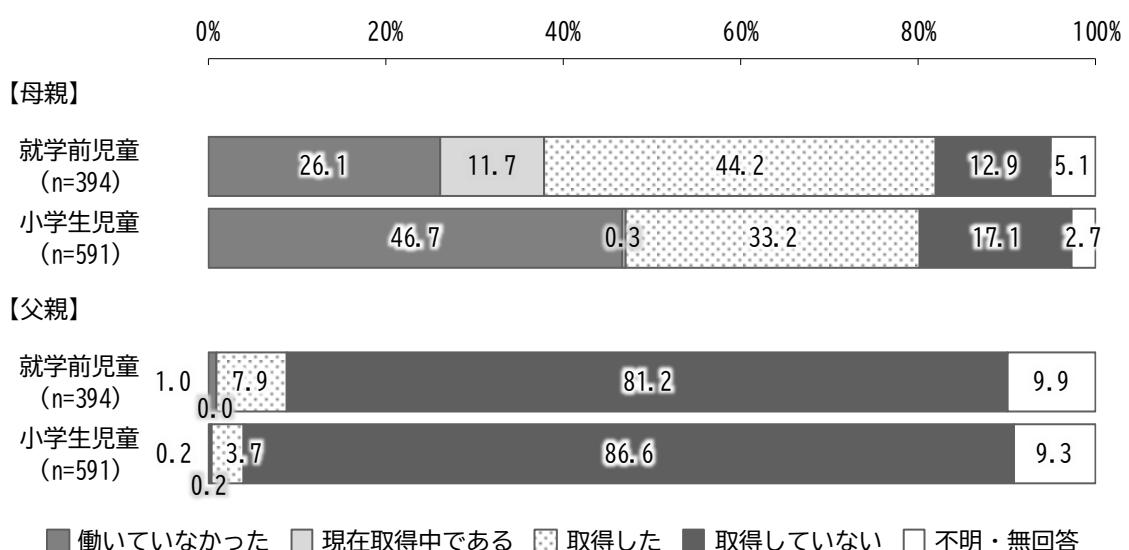
■小学校1～3年生 □小学校4～6年生

## ⑨育児休業などの職場の両立支援制度について

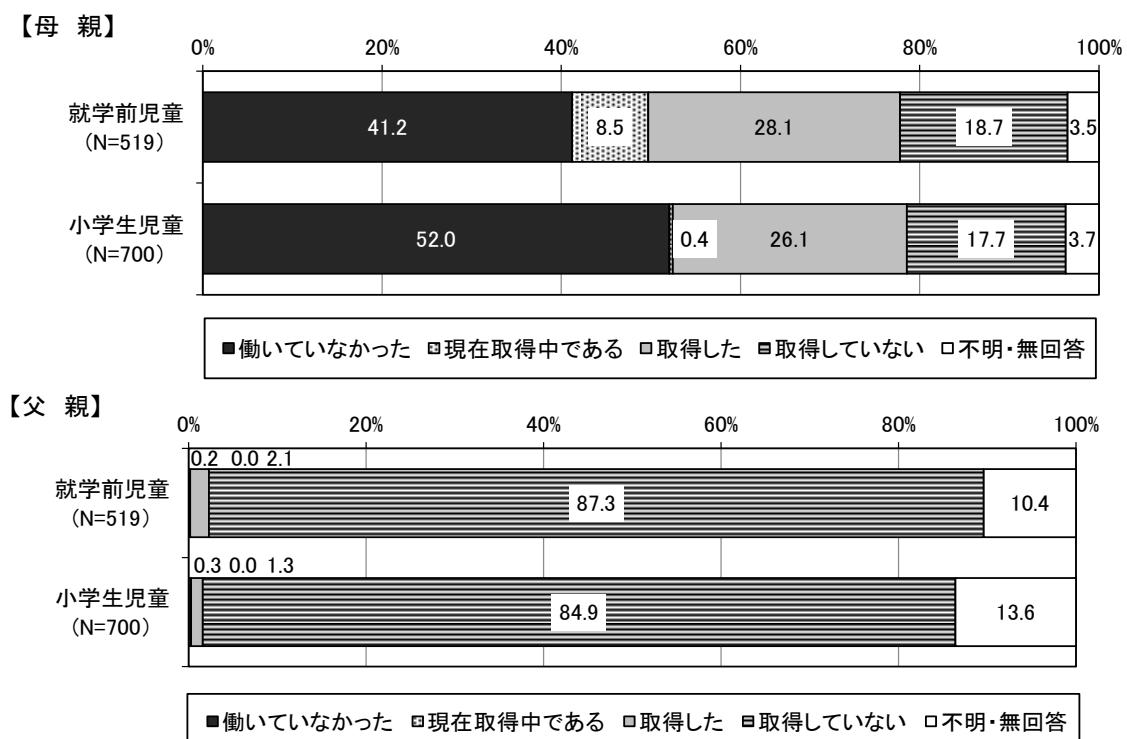
### 子どもが生まれたときの育児休業の取得状況<単数回答>

母親は、就学前児童で「取得した」が44.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が26.1%となっています。小学生児童の母親は「働いていなかった」が46.7%と最も高く、次いで「取得した」が33.2%となっています。

父親は、就学前児童・小学生児童ともに「取得していない」がそれぞれ最も高く、81.2%、86.6%となっています。次いで「取得した」がそれぞれ7.9%、3.7%となっています。



### ■育児休暇の取得状況（前回調査）



## ⑩前回計画を踏まえた子ども・子育て支援全般について

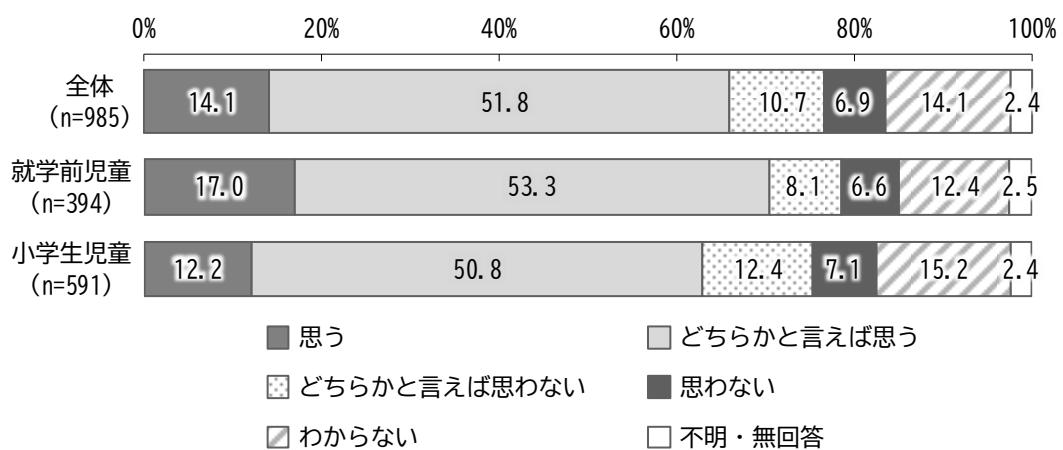
### 高森町が子育てしやすいまちだと思うか<単数回答>

本設問の選択肢にかかる表現は以下のように区分しています。

『思う』…『思う』と『どちらかと言えば思う』の合算

『思わない』…『どちらかと言えば思わない』と『思わない』の合算

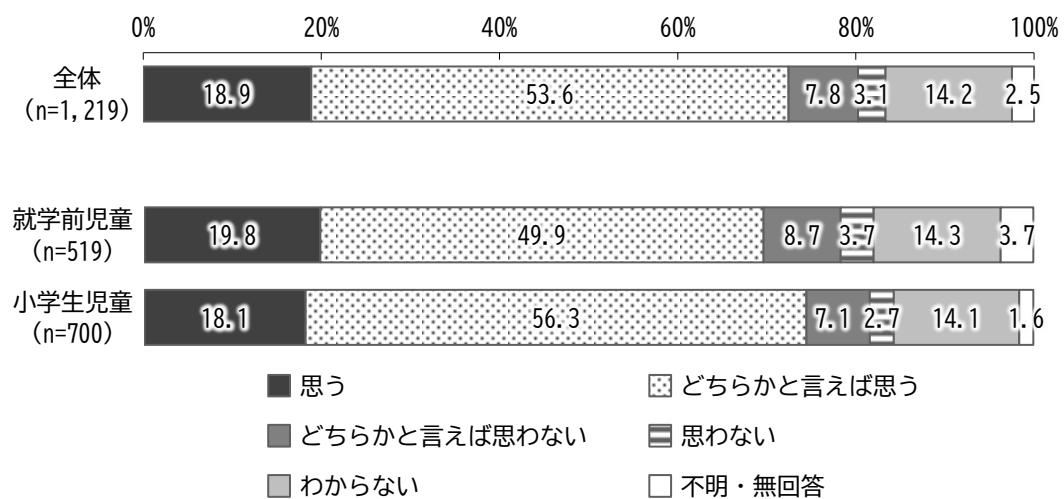
全体は『思う』が 65.9%、『思わない』が 17.6%、「わからない」が 14.1%となっています。就学前児童は『思う』が 70.3%、『思わない』が 14.7%、「わからない」が 12.4%となっています。小学生児童は『思う』が 63.0%、『思わない』が 19.5%、「わからない」が 15.2%となっています。



### 前回調査（平成 31 年実施）

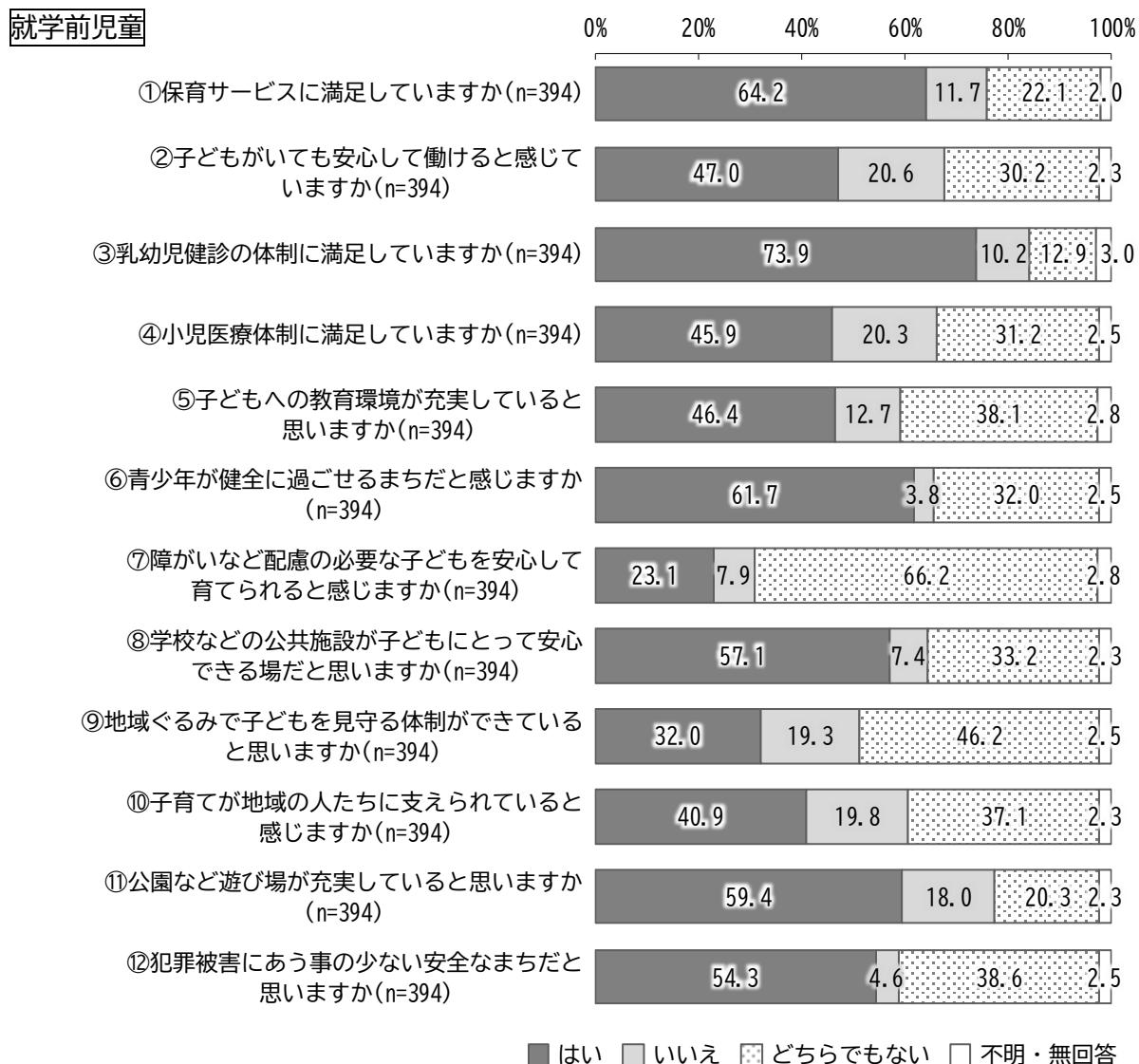
○前回調査結果と同様の傾向がみられます。

○「思う」は、前回よりも小学生児童で 5.9 ポイント低くなっています。



### 高森町における以下のような分野についてどのように感じているか <単数回答>

就学前児童は〈乳幼児健診の体制に満足していますか〉で「はい」が 73.9%（前回 69.6%）と、前回調査と同様に他の事業と比べて高くなっています。一方、〈障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じますか〉で「はい」が 23.1%（前回 26.8%）と、前回調査と同様に他の事業と比べて低くなっています。



■ はい □ いいえ □ どちらでもない □ 不明・無回答

# **第3章**

# **計画の基本的な考え方**

# 1 計画の基本理念

「こどもはたから」 みんなで育てる たかもりの子

高森町では、令和2年度から令和11年度まで「第7次高森町振興総合計画（まちづくりプラン）」の将来像として『なりたい「あなた」に会えるまち～日本一のしあわせタウン高森～』を掲げ、まちづくりを進めています。しかし、人口減少や少子高齢化の加速、リニア中央新幹線開業の延期、新型コロナウイルスの影響など、社会情勢が大きく変化しました。こうした状況の中で、次世代へ高森町をつないでいくために、町民が協力し計画の改定を進め、将来像は継続し、住みやすい環境の中で町民が夢を持ち生き生きと暮らせるまちを目指します。

子育て施策では、子どもが社会性を身につけ、たくましく育ち、保護者が安心して自信と責任を持って子育てできる環境を整え、地域が子どもたちの成長を応援できる、子育てしやすいまちを目指します。

本計画では、「みんなで育てる」をテーマに、家庭、地域、学校、保育園、行政などが連携し、子育ての輪を広げる支援策を推進していきます。

# 2 計画の基本的な視点

国では、「こども基本法」が制定され、すべての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指した取り組みが進められています。

本町においても、これまで推進してきた子ども・子育て支援施策を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、改めて「子どもの視点」に立った各種施策を推進していきます。

具体的には、子どもを取り巻くあらゆる環境に目を向け、誰一人取り残さず、健やかな成長をまち全体で支えることを基本的な方針とします。

すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう取り組みを進めています

## こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（抜粋）

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

### **3 計画の基本施策**

基本理念をもとに、高森町の子育てのために以下の5つの項目（基本施策）を挙げます。これらの基本施策を大柱として、施策の体系化を行い、各種事業を展開していきます。

#### **1 地域における子育て支援体制づくり**

子育て家庭を支援するため、保育園・認定こども園やあったかてらす（地域子育て支援拠点）、学校などの拠点を通して、保育や相談、子育ての輪をつくり、地域の中での子育てを推進します。また、増加する多様な保育ニーズに対応するため、保育内容の充実、保育園の適切な維持管理や整備、私立認定こども園への支援を行います。

#### **2 安心して子育てができる環境づくり**

子育て家庭を地域全体で支援していくことで、子育ての主役である家庭の力を高めます。親が子育てと仕事を両立して子どもと向き合えるよう、職場の理解や家庭での役割分担・理解を促すための支援を行います。また、支援が必要な家庭をいち早く発見するための相談体制の充実や地域との連携、個別のケースに対応した適切な支援体制により、育児不安の軽減・虐待発生予防を推進します。

#### **3 健やかに生まれ育つ環境づくり**

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、成長に合わせた健診や支援を行います。また、安心して育児ができる体制や、妊娠・出産できる環境づくりをさらに進め、妊娠期から出産・育児にかけて切れ目のない支援を強化します。また、食を通じた人間性の形成や良好な家庭関係づくりの推進も行います。

#### **4 豊かな教育による人づくり**

自分の夢や希望、目標に向かって、主体性を持って挑戦できる子どもを育てます。そのために、地域を知る、地域の人と触れ合う等多様な機会を提供するとともに、子どもが主体的に活動できる環境を充実させます。また、地域と学校が一体となって活動し、地域全体で魅力ある子育て、教育を推進します。

#### **5 子どもにやさしいまちづくり**

地域ぐるみでの見守り、防犯・パトロール等の取り組みにより、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、防災教育を通して、有事の際には自分の身を自分で守れる子どもを育みます。

### 3 施策体系

基本理念	基本施策	施策の方向性
みんなで育てる たかもりの子 「ひろげよう子育ての輪」	<b>基本施策 1</b> <b>地域における子育て支援体制づくり</b>	1) 地域における子育て支援サービスの充実 2) 安心・安全な保育の確立 3) 児童の健全育成
	<b>基本施策 2</b> <b>安心して子育てができる環境づくり</b>	1) 職業生活と家庭生活との両立 2) 子ども家庭総合支援と児童虐待防止対策の充実 3) 家庭支援の推進 4) 特に配慮が必要な子どもの支援
	<b>基本施策 3</b> <b>健やかに生まれ育つ環境づくり</b>	1) 子どもや母親の健康の確保 2) 食育の推進
	<b>基本施策 4</b> <b>豊かな教育による人づくり</b>	1) 学校の教育環境の整備 2) 家庭や地域の教育力の向上 3) まちづくりへの子どもの参画
	<b>基本施策 5</b> <b>子どもにやさしいまちづくり</b>	1) 安心して外出できる環境の整備 2) 防災教育の実施

# **第4章**

# **施策の展開**

# 施策体系～施策の展開

基本施策	施策の方向性	重点	No.	具体的施策
1 地域における子育て支援体制づくり	1) 地域における子育て支援サービスの充実	(◎)	1	あつたかてらすの充実(地域子育て支援拠点事業)
			2	ファミリー・サポート・センター事業の充実
		(◎)	3	子育て相談の実施・充実
		(◎)	4	子育て情報の提供
			5	就園前相談・年中児相談の実施
			6	子育てサークル・ボランティアの活動支援
	2) 安心・安全な保育の確立		1	保育サービスの充実 (延長保育の実施・未満児保育の充実・一時保育の実施・病児・病後児保育事業)
		(◎)	2	保育内容の充実
		(◎)	3	保育士の人材育成 (保育士の研修・保育士の人材確保)
		(◎)	4	保育園の整備
			5	町内私立認定こども園への支援
	3) 児童の健全育成		1	健全育成事業の推進
			2	公民館分館による活動への支援
			3	あいさつの励行・定着化と見守り活動
2 安心して子育てができる環境づくり	1) 職業生活と家庭生活との両立		1	多様な働き方と家庭全体での子育てへの支援
			2	父親の子育てへの参加の推進
	2) 子ども家庭の包括的支援と児童虐待防止対策の充実	(◎)	1	こども家庭センターの設置
		(◎)	2	児童虐待防止のための関係機関との連携
			3	DV 対策の充実
	3) 家庭支援の推進		1	ひとり親家庭の自立支援等の推進 (経済的支援・相談体制の充実・就業促進)
			2	子育て短期支援事業
			3	高森町ふれあいスクールの充実 (学童クラブ・ふれあいクラブ)
	4) 特に配慮が必要なこどもの支援		1	障がいに関する情報提供及び相談体制の充実
			2	障がいのある子どもへの適切な教育的支援
			3	障がい児保育事業
			4	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援
			5	外国にルーツのある家庭への支援

基本施策	施策の方向性	重点	No.	具体的施策
<b>3 健やかに 生まれ育つ 環境づくり</b>	1) 子どもや 母親の健康 の確保		1	妊婦健診・産婦健診・産後ケア・サポート
			2	不妊治療への補助
			3	乳児訪問の実施(乳幼児家庭全戸訪問事業)
			4	乳幼児健診・相談の実施 【新規】保育園・こども園でのあそび体験教室の実施
			5	生活習慣病予防対策の実施
	2) 食育の推進		1	給食における地産地消の推進
			2	高森健康食づくり推進事業の実施
			3	共食の推進
<b>4 豊かな教育 による 人づくり</b>	1) 学校の教育 環境の整備 と支援	◎	1	保育園・こども園・小学校・中学校の連携
		◎	2	本に親しむ環境づくり
		◎	3	ICT(情報通信技術)教育の推進・情報教育の啓発
			4	小原ヶ丘塾の開催
			5	情操教育の充実
			6	いじめ防止の取り組み
		◎	7	不登校生徒への支援・教育相談の充実
			8	学校施設の整備や安全管理
			9	就学支援の充実
			10	進学支援の充実
	2) 家庭や地域 の教育力の 向上	◎	1	コミュニティスクールの推進
			2	平和学習の推進
			3	家庭教育の機会の提供と啓発
			4	家庭・地域・学校による協働の推進
			5	学校における外部人材との連携
			6	部活動地域展開
			7	世代間交流の推進
<b>5 子どもに やさしい まちづくり</b>	3) まちづくり への子ども の参画	◎	1	ふるさと学習の推進
		◎	2	地域人材教育
			3	児童・生徒の町事業への参画
		◎	4	キャリア教育の取り組み
			1	交通安全活動の推進
	1) 安心して 外出できる 環境の整備		2	安全な道路環境の整備
			3	防犯灯の設置
			4	公共施設の安全対策
			5	防犯活動の推進
	2) 防災教育	◎	1	学校における防災教育の実施

## 基本施策1 地域における子育て支援体制づくり

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

#### 施策の方向

地域において、親子で交流し、相談支援や情報提供がしやすい環境をつくります。また、子どもの成長段階に合わせて、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実に取り組みます。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	◎あつたかてらすの充実（地域子育て支援拠点事業 <sup>1</sup> ）	あつたかてらすでは、ニーズに合わせて、親子での遊びの場の提供、子育て相談等、地域で子育てを支援する事業を行います。	教育委員会 健康福祉課
2	ファミリー・サポート・センター事業 <sup>2</sup> の充実	ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人、行いたい人が会員登録し、保育園などへの送迎や一時預かり等を行います。引き続き、協力会員登録者の増加を促します。	教育委員会
3	◎子育て相談の実施・充実	子育ての悩みや不安を相談しやすい環境づくりをします。各関係機関との連携した子育て支援体制に向け、家庭状況・相談内容・対応状況を共有できるよう、仕組みの構築を行います。	教育委員会 健康福祉課
4	◎子育て情報の提供	園便りや広報、子育て通信、また「ここいく」、HPなどのSNSを活用し、情報発信の充実を行います。	教育委員会 健康福祉課
5	就園前相談・年中児相談の実施	関係者間で就園前の子どもの情報共有や必要に応じて対策を検討します。就園後、年中児相談等で必要な園児には支援を進め、就学後の継続支援につなげます。	教育委員会 健康福祉課
6	子育てサークル・ボランティアの活動支援	親同士の交流（子育てサークル）やボランティア活動に対して広報・周知等の活動支援を行います。	教育委員会

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

<sup>1</sup> **地域子育て支援事業**：地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

<sup>2</sup> **ファミリー・サポート・センター事業**：「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する仕組み。

## (2) 安心・安全な保育の確立

### 施策の方向

保育のニーズに対応できるよう、延長保育や未満児保育をはじめとした多様な保育による保護者への支援を行います。また、保育内容の充実や保育士の人材育成、保育園の整備を実施し、安心・安全に子どもが成長できるよう保育の質の向上を目指します。

### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	保育サービスの充実（延長保育 <sup>3</sup> の実施・未満児保育 <sup>4</sup> の充実 ・一時保育 <sup>5</sup> の実施 ・病児保育事業 <sup>6</sup> ）	保護者の就労形態の多様化に対応し、各種保育サービスを行います。 早朝・延長保育が必要な子どもに対して、保育園での預かりを行います。 未満児保育の需要に対応し、保育が必要な家庭が利用できる体制をつくります。また、需要が高まっている0歳児養護の段階的導入について検討します。 保護者が緊急的、一時的に子どもの世話が困難になった際、保育園等で子どもを預かります。 病気中、あるいは回復期で集団保育が困難な子どもに対して、「おひさま はるる」（飯田市の健和会）、「おひさまハウス」（飯島町）での預かりサービスを利用する体制を維持します。	教育委員会
2	◎保育内容の充実	各園とも保育課程に基づき、子どもの個性を大切にして子どもを中心とした丁寧な保育を実施します。子どもたちの安心・安全な保育のため、研修会の開催、マニュアル等の随時見直しを行います。町立保育園では「やまほいく」（自然保育）の考えを取り入れるとともに、町内私立認定こども園と情報共有しながら、ともに保育内容の充実を図ります。	教育委員会
3	◎保育士の人材育成（保育士の研修・保育士の人材確保）	保育士の恒常的な確保と定着率を高めるために引き続き処遇改善の検討・実施を進めます。専門家と連携し、保育士研修、研究保育等を実施し、保育士の人材育成に努めます。	教育委員会

<sup>3</sup> 延長保育：就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため通常の保育時間を延長し保育する事業。

<sup>4</sup> 未満児保育：3歳未満の子どもを預かる保育事業。

<sup>5</sup> 一時保育：一時的に家庭での保育が困難となった際に預ける保育事業。育児疲れの保護者に対する心理的・精神的な負担を軽減させるために利用することも可能。

<sup>6</sup> 病児保育事業：子どもが発熱などの急な病気となった場合、病院・保育園などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

4	◎保育園の整備	町内4園のうち、建物の建替・改修が終わっていない山吹保育園の改修方法について検討、保護者・地域の理解を得ながら整備を実施します。	教育委員会
5	町内私立認定こども園への支援	町内の私立認定こども園2園に対して、必要な保育負担金や各種補助金を交付することで、安定した園運営、充実した保育の提供を支援します。	教育委員会

※「◎」マークは、本計画における重点施策です。

### (3) 児童の健全育成

#### 施策の方向

子どもたちが、日頃元気に活動し、関わり合うことができるよう、各種活動の支援を行います。また、地域全体で子どもたちがのびのびと成長できるよう、活動の連携や見守りを通して、子どもたちの健全育成を図ります。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	健全育成事業の推進	町内 22 地区で組織されている「子ども育成会」活動の支援や交流活動を通して、子どもたちの健全育成を図ります。	教育委員会
2	公民館分館による活動への支援	公民館の地区単位の活動に対して、子どもたちが参加できるように情報の PR や活動報告等の支援を行います。	教育委員会
3	あいさつの励行 ・定着化と見守り活動	「社会を明るくする運動」において、小中学校のあいさつへの取り組みをめるとともに、P T A、防犯ボランティア（柿丸見守り隊）など関係団体と連携し、町ぐるみでのいさつの啓発活動や見守りを継続して実施します。	教育委員会

## 基本施策2 安心して子育てができる環境づくり

### (1) 職業生活と家庭生活との両立

#### 施策の方向

仕事と子育てに関して、ワーク・ライフ・バランス<sup>7</sup>の向上とともに、母親・父親ともに支え合うことができるよう、家庭や職場での体制づくりを推進します。また、子育てを家庭だけのものとして捉えず、地域の企業全体における働き方についての見直し、改善、啓発を通して、仕事と子育ての両立を推進します。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	多様な働き方と家庭全体での子育てへの支援	町内の企業とともに、町全体で仕事と子育ての両立を推進・支援していきます。あたかてらすとともに、広報・啓発活動を行い、あたかてらす内のコワーキングスペース <sup>8</sup> の活用を進めます。また、多様な働き方の中でも家庭全体で子育てができるような啓発活動を行います。	教育委員会 産業課
2	父親の子育てへの参加の推進	父親の子育て参加を促進できるイベントやセミナー等を開催します。また、父親の子育てを支援する企画や相談による支援、情報の発信を行います。	教育委員会 健康福祉課

<sup>7</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

<sup>8</sup> コワーキングスペース：場所の共有を行いながら、個人が独立して仕事をすることができる場。

## (2) 子ども家庭の包括的支援と児童虐待防止対策の充実

### 施策の方向

子どもや家庭を包括的に支援する体制（仕組み）づくりを行い、情報共有する中で、必要な支援を効率的に行います。あわせて、要保護児童等地域対策協議会を中心に、各関係機関と密に連携を取り、虐待に対して迅速かつ適切な対応ができる体制を強化・維持します。また、保護者に対しては援助や情報提供を行い、地域全体で虐待問題に対して取り組んでいきます。さらに緊急時には、早期対応により、子どもの夜間預かりや母親及びその子どもの保護を行います。

### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	◎こども家庭センターの設置	これまで、こども家庭総合支援室や母子保健、福祉などの部署それぞれに寄せられた相談対応などを、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期と切れ目なく包括的に支援するよう、子ども、家庭が地域など関係機関と繋がるための中核的機能を備え、気軽に相談できる身近な相談機関として「たかもりこども家庭センター」を設置します。	健康福祉課
2	◎児童虐待防止のための関係機関との連携	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関と連携しながら、懸念される情報を集約し、適切な対応に努めます。また、要保護児童等地域対策協議会 <sup>9</sup> （各会議）を開催し、実態把握や情報共有を行います。さらに、乳児訪問や乳幼児健診の中で、母親の精神面のサポートに取り組みます。また、児童虐待防止の啓発活動を行い、地域での見守りを促進します。	健康福祉課 教育委員会
3	DV <sup>10</sup> 対策の充実	DVにより被害を受けた母親（父親）及びその子どもを保護することができるよう、庁内で受けた相談内容や、学校、保育園、地域などからの情報を下伊那福祉事務所をはじめとした関係機関と共有し、必要な支援につなげます。	教育委員会 健康福祉課

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

<sup>9</sup> 要保護児童等地域対策協議会：保護や支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。全体会・実務者会議・個別ケース会議等の各会議がある。

<sup>10</sup> DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者等、親密な関係にある者、または関係のあった者からふるまわれる暴力。

### (3) 家庭支援の推進

#### 施策の方向

ひとり親家庭など、支援を必要とする家庭に対して、家庭の事情に合った支援を行います。学校や保育園など、各機関と連携を取りながら支援を行うことで、子育ての充実を図ります。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	ひとり親家庭の自立支援等の推進 （経済的支援 ・相談体制の充実 ・就業促進）	ひとり親家庭に対し、医療費の助成を行います。対象家庭のニーズを確認し、今後の支援のあり方について、検討を行います。子育てに関する相談体制の充実、関係機関との連携を進めます。ひとり親家庭の就業を促進するため、支援が必要な家庭に対しては、優先して保育園に入所可能となるよう努めます。	教育委員会 健康福祉課
2	子育て短期支援事業 <sup>11</sup>	対応を必要とする子どもや保護者（子どもに危険を及ぼすことが想定される場合も含む）に、平日・休日を問わず、契約施設で子どもの預かりを行います。また、事業の周知・啓発のための広報活動に努めます。	教育委員会
3	高森町ふれあいスクールの充実 （学童クラブ ・ふれあいクラブ）	小学生全学年を対象に、放課後の安全な居場所・遊びや学びの場を提供します。一時預かり希望や休日預かりの希望もあるため、指導員の確保など、安定的な運営のために民間委託を検討・実施します。	教育委員会

<sup>11</sup> 子育て短期支援事業：保護者が病気、その他の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業。

#### (4) 特に配慮が必要な子どもの支援

##### 施策の方向

障がいのある子ども（発達の遅れがある子どもを含む）などに関して、相談体制の充実を図ります。早期発見・早期対応をすることで、子どもの年齢や障がいの特性に合ったきめ細かな子育て支援を進めます。また、障がい児等が必要な支援を受けるための各種サービスを提供します。

##### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	障がいに関する情報提供及び相談体制の充実	保護者の困り感に寄り添い、必要な支援・情報の提供に努めます。また、飯田市こども発達センターひまわりなどと連携し、必要な支援につなげていきます。また、医療的ケア児に対しても支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
2	障がいのある子どもへの適切な教育的支援	子どもの健やかな成長のため、幼児期から継続した連携・支援を行います。また、副学籍 <sup>12</sup> などの利用を進め、地域の子どもとして支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
3	障がい児保育事業	保育園等において、集団生活が可能な軽度の障がいがある児童の受け入れを行う際、必要に応じて加配保育士を配置し、個別支援計画に基づき、特性に応じた適切な支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
4	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援	学校生活において、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援のため、必要に応じて、飯伊地区の訪問看護ステーションと連携し、小中学校へ医療的ケア看護支援員を配置します。	教育委員会
5	外国にルーツのある家庭への支援	在住外国人など、外国にルーツのある家庭や子どもに対し、必要に応じて、保護者への通訳・翻訳はじめとした支援を行います。	教育委員会

<sup>12</sup> 副学籍：在籍校の児童生徒が居住地域の副学籍校に籍を持ち、交流を通じて居住地域とのつながりを継続的に行うとともに、在籍校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行う仕組み。

## 基本施策3 健やかに生まれ育つ環境づくり

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 施策の方向

今後も引き続き、安心・安全な子育てや子育ちのため、妊娠時からの支援を継続していきます。相談体制の整備により、成長段階に応じた支援を行い、乳幼児健診・相談体制の強化を通して、すべての家庭に対して働きかけを行います。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することができるよう「たかもりこども家庭センター」（健康福祉課）を設置し、保護者が悩みごとを抱え込む前に対応できるよう、各種関係機関との連携を図ります。さらに、子どもが成長していく中で、健康を維持するために、生活習慣病や家庭内事故を防ぐための啓発活動や、小児医療が必要な際の経済的支援を行います。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	妊婦健診 ・産婦健診 ・産後ケア・サポート	妊娠・出産・子育てまでの具体的イメージが持てるよう母子手帳の発行時の相談・アドバイスを充実させるとともに出産後の産後、産後サポートを行います。	健康福祉課 教育委員会
2	不妊治療への補助	妊娠を望む夫婦への相談体制を充実させるとともに、多額の治療費の負担を軽減するため1年間につき上限10万円（治療費1/2）の補助を行います。	健康福祉課
3	乳児訪問の実施 (乳幼児家庭 全戸訪問事業)	保健師、助産師による2か月訪問を行います。支援が必要な家庭には定期以外でも家庭訪問を行います。	健康福祉課 教育委員会
4	乳幼児健診 ・相談の実施	4か月、7か月、10か月、12か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳時に乳幼児健診・相談を実施します。乳幼児の健康状態を確認し、保護者が子育ての見通しを持ち、安心できるよう育ちについて伝えるとともに、相談を行います。また、特に1歳半・3歳児健診を重点の健診と位置付け、すべての家庭が受診できるよう、保健師からの働きかけを行います。	健康福祉課 教育委員会
5	生活習慣病予防 対策の実施	子どもの生活習慣病対策のため、栄養士、保健師、保育士、養護教諭が連携し、乳幼児健診・相談、保育園・こども園、小学校、中学校と継続した栄養指導などを行います。また、小中学生の血液検査の結果から対象となった児童・生徒、保護者に向けて、夏・冬に健康相談等を	健康福祉課 教育委員会

No.	施 策 名	内 容	担当課
		行い、予防対策に努めます。	

## (2) 食育の推進

### 施策の方向

朝食の励行や、規則正しい食生活、生活習慣の重要性に関して、幼少期から子どもの成長に合わせて教育を行うことで、健康づくりの基盤をつくります。また、学校や関係機関との連携を行いながら、地元の新鮮な野菜や果実の活用を通して、地元の食材への関心や安全な食材への意識を高めることを目指します。さらに、親と子どもが食事の時間を共有する共食を通して、成長を見守る時間づくりを促します。

### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	給食における地産地消の推進	給食の食材にできる限り地元産（高森産・飯伊地域産）を継続して利用していくことで、児童・生徒が地元産の農産物に興味を持ち、食への安心を感じられるようにします。	教育委員会 産業課
2	高森健康食づくり推進事業の実施	「高森町食育推進計画」を基に各関係機関（保育園、小学校、中学校、あつたかてらすなど）が連携し、食育の推進・啓発を行います。	教育委員会 健康福祉課
3	共食の推進	保育園の懇談、お便り等で保護者に対して食育と共食の重要性を伝えると同時に、家庭や地域での共食を推進します。	教育委員会 健康福祉課

## 基本施策4 豊かな教育による人づくり

### (1) 学校の教育環境の整備

#### 施策の方向

子どもが学ぶ喜びや、確かな学力の向上を実感でき、豊かな人間性を育むための教育の場や環境をつくります。また、規範性や社会性を身に付けられるよう、子どもの主体性を尊重しながら、自ら学び考える学習環境づくりに努めます。学校施設の安全管理を行うとともに、いじめ防止対策、教育相談体制づくりや就学支援など、子どもたちが安心して学べる環境を整備します。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	◎保育園・認定こども園・小学校・中学校の接続	切れ目ない支援を目指し、保育園・認定こども園・小学校・中学校の接続、特別支援学級との交流などを進めます。また、保育園・認定こども園や南北小学校の交流を実施し、早い時期から、他園や学校の人とかかわる体験を通して円滑な進学を図ります。	教育委員会
2	◎本に親しむ環境づくり	学校と公共図書館との連携（「子ども読書支援センター」）を通して、図書館利用環境を整備し、読書に親しみ、情報活用ができる子どもを育てます。 ブックスタート <sup>13</sup> 事業の推進や、保健師、保育園、学校図書館との連携により、読書環境を整備します。読書活動推進につながるイベントを実施します。	教育委員会
3	◎ICT（情報通信技術）教育の推進・情報教育の啓発	小・中学生がタブレット端末等を活用した学習ができる環境の整備を行い、ICTを活用した深い学びができる授業となるよう改善に努めます。あわせて、情報モラルについて、子ども・保護者がともに共通の問題意識を持てるよう、あらゆる世代が学習できる研修会を実施します。	教育委員会
4	小原ヶ丘塾の開催	中学生を対象に、学習環境を提供し、基礎学力の定着、自主的な学習の習慣化を支援します。	教育委員会

<sup>13</sup> ブックスタート：乳幼児とその保護者に絵本をプレゼントすることを通して、読み聞かせ等を推進する事業。

No.	施 策 名	内 容	担当課
5	情操教育の充実	小中学生の健やかな成長を促すため、スポーツや音楽等で活躍する著名人の講演会やコンサートを開催します。また、子どもたちが将来の夢を育み成長できるよう、小学5年生を対象にJFA夢の教室を実施します。	教育委員会
6	いじめ防止の取り組み	「高森町子どもいじめ防止条例 <sup>14</sup> 」のもと、いじめがなく、子どもが安心して生活・学習ができる環境づくりを進めます。各校の教頭、関係者を交えた定例会議及び「高森町いじめ防止専門会議」を開催し、いじめの早期発見や早期対応に向けた取り組みを推進します。	教育委員会
7	◎不登校生徒への支援・教育相談の充実	教育支援センター「ぱれっと」では、学校以外の学びの場として、一人一人に合わせた個別学習や指導などに加え、体験的な学びや交流活動なども行います。 特別支援教育専門員が学校における教育相談の窓口となり、児童生徒や家庭へのアドバイス、関係部署間の連携を促し、悩み事や困りごとを解消していきます。 また、フリースクールに通う費用の一部を補助するなど不登校生徒への支援や親の情報交換の場も設けます。	教育委員会
8	学校施設の整備や安全管理	老朽化している防火施設等を中心に、長寿命化計画に基づき必要に応じて改修を進めるとともに、安全管理を行います。	教育委員会
9	就学支援の充実	就学判断等を含めた教育支援委員会では来入学児及び在学児童に対して、臨床心理士などの専門家を交え、その子に最も適した学習環境を検討します。またその中で、町内外保育園等及び各校関係者や関係機関等とも連携を取りながら相談体制を充実させていきます。 町外保育園児の保護者に対しても情報発信を進めています。	教育委員会
10	進学支援の充実	奨学金や入学準備金制度の周知をさらに進めます。また、困窮家庭への対応を今後も引き続き行います。	教育委員会

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

<sup>14</sup> 高森町子どもいじめ防止条例：いじめに対する早期発見・早期対応をはじめ、いじめの根絶を目指とした条例。

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

### 施策の方向

家庭、学校、地域へと教育の場を広げていくことで、地域全体で教育に対する意識を高めていきます。子どもがより多くの学びを経験し、多世代の人々との触れ合い・交流をきっかけとしてさらなる成長ができる環境づくりを目指します。

### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	◎コミュニティスクール <sup>15</sup> の推進	学校が地域住民と目標やビジョンを共有し、ともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに学校づくりを進めます。	教育委員会
2	平和学習の推進	「平和へのかけはし条例」にもとづき、町全体で平和推進事業を進めます。町民代表として、小中学生やその保護者を広島市に派遣し、参加した子どもたちが経験を発表できる機会を設けます。また、8月を平和推進月間と位置付け、講演会等を開催し平和について考えます。	教育委員会
3	家庭教育の機会の提供と啓発	保護者に対して、家庭での教育の重要性を学ぶ機会をつくり、また、保育園・小学校・中学校と連携した啓発活動や、必要に応じて相談支援を行います。	教育委員会
4	家庭・地域・学校による協働の推進	地域住民・学校・保護者が一体となり、教育・子どもの育ちについて考え、学ぶ機会として、講演会や分科会、ワークショップ等を開催します。	教育委員会
5	学校における外部人材との連携	コミュニケーションスクールの制度を通じて、特技などを持っている地域住民に授業支援を依頼し、また、スポーツや文化に関する専門的知識を持っている方を「中学校部活アドバイザー <sup>16</sup> 」または「中学校部活動指導員 <sup>17</sup> 」として依頼し、中学校の部活動の内容の充実とあわせて先生の働き方改革にもつなげます。	教育委員会

<sup>15</sup> コミュニティスクール：保護者や地域住民が学校運営に参画することで、開かれた信頼される学校づくりをする仕組み。

<sup>16</sup> 中学校部活アドバイザー：部活動の指導における支援を行う地域住民。

<sup>17</sup> 中学校部活動指導員：教員の代わりに部活動の顧問として活動をする人材。

No.	施 策 名	内 容	担当課
6	◎ 部活動地域展開	先生の働き方改革、少子化の未来でも子どもが多様なスポーツ・文化活動が継続できるよう、今ある部活動を地域で支える活動に移行していきます。 活動母体や仕組みづくりなど、令和7年度から本格的に研究・協議・実践（実証事業）を進めていきます。	教育委員会
7	世代間交流の推進	あつたかてらす・保育園・学校等の活動において、各地域へのふれあい広場、地域の福祉施設などへ訪問し世代間交流を実施します。また、中学生による保育園訪問などの交流も進めます。	教育委員会

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

### (3) まちづくりへの子どもの参画

#### 施策の方向

郷土への愛着と誇りを育むふるさと（郷土）学習や、「高森みらい懇談会」をはじめとした町の各種事業への参画を通して、子どもたちが高森町について主体的に学び、理解を深め、発想の実現に向けた取り組みを支援します。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	◎ふるさと学習の推進	次代を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを感じられるよう、資料館（時の駅）等を活用（学習材を提供）し、小中学生やその保護者を対象に、主体的に考える（探求学習）の機会を設けます。また、地域の伝統芸能、地域行事への参加を進めます。	教育委員会
2	◎地域人材教育	高森町の未来を担う子どもたちが、地域を知り、人と関わり合う中で、地域の課題に主体的に関わろうとする意欲や「たくましさ」、「思いやり」をもって町の未来を切り開いていく人材の育成を目指して、小学1年生から中学3年生までの総合的な学習の時間などを活用して、自発的に地域づくりに取り組む活動を行っています（みらい懇談会）。	教育委員会
3	児童・生徒の町事業への参画	小中学生が町の事業やプロジェクトに参画する機会をつくり、まちづくりへの意識を高めます。（環境教育や緑化事業などを含む。）	教育委員会 産業課 環境水道課
4	◎キャリア教育の取り組み	小学生は地域学習、中学生は「しごと☆未来フェア」などを実施し、地域で活躍する人や企業を知り、地元産業を体験することを通じて、地域へ貢献することの大切さ、地域の将来を考える力を醸成します。	教育委員会 産業課

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

## 基本施策5 子どもにやさしいまちづくり

### (1) 安心して外出できる環境の整備

#### 施策の方向

交通安全教室を継続して行い、子どもだけでなく、地域全体で交通ルールについて学び、意識の向上を図ります。また、子どもが危険や犯罪に巻き込まれることなく、安心して生活できる環境をつくります。

#### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	交通安全活動の推進	町内保育園・小学校の交通安全教室で交通ルールなどについて指導します。子どもや保護者、地域住民の交通安全に対する意識の向上を図ります。	総務課 教育委員会
2	安全な道路環境の整備	小学校とPTA、町が連携して、危険か所点検を実施し、交通安全啓発活動や必要なか所の安全対策を行います。保育園・中学校のPTAからの要望も地区計画に反映し、計画的に整備します。また、幹線道路の歩道設置を進めます。	総務課 建設課 教育委員会
3	防犯灯の設置	各区と連携し防犯灯の要望箇所への設置を進めます。各区での防犯灯の設置が計画的にされるよう、防犯及び交通安全推進交付金を確保します。	総務課
4	公共施設の安全対策	年に1回定期点検を行い、公園や保育園の必要な遊具の更新・修繕を行います。保育園の建替え・整備の際、必要な遊具の選択・検討を進めます。	建設課 教育委員会
5	防犯活動の推進	「子どもを守る安心の家」の加入登録や周知を行います。防犯ボランティア「柿丸見守り隊」や学校関係者と調整を図り、子どもたちの登下校時の地域での見守りを進めていきます。小中学校と町が協力して、それぞれの通学路を中心に青色防犯パトロールを実施します。	教育委員会 総務課

## (2) 防災教育の実施

### 施策の方向

実際に災害が発生した際に、子どもたちが自分たちの力で危険から身を守ることができるよう、学校等でわかりやすい教育を行い、備えられるようにします。また、各学校における防災マニュアルに關しても見直しを行い、より効果的な防災教育を行えるようにします。

### 具体的な取り組み

No.	施 策 名	内 容	担当課
1	学校における防災教育の実施	有事の際に子どもたちが対応できるような避難訓練や体験授業などを、消防団の協力も得ながら実施します。また、各学校の防災マニュアルを点検・見直し、実効性のあるものとします。	教育委員会 総務課

※ 「◎」マークは、本計画における重点施策です。

# **第5章**

## **教育・保育及び**

### **地域子ども・子育て支援事業に 関する**

### **量の見込み・確保方策**

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量) 及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期) を定めることとなっています。

## 1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

### (1) 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地理的条件、人口、交通事情、現在の施設の利用状況などを総合的に勘案して設定します。

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）と提供体制の確保内容・実施時期（供給）を記載します。

高森町においては地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域のため、前回計画に引き続き、町内全域を一つの区域として設定します。利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにします。

### (2) 乳幼児・児童数の推移と推計

高森町の乳幼児・児童数は減少傾向となっており、令和6年では1,219人となっています。

今後の推計においても、乳幼児・児童数の減少が続く事が予想され、令和11年では1,000人を切ることが見込まれています。

	推移			推計					
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
0歳	77	85	73	70	65	65	65	65	
1歳	83	86	89	73	68	67	67	67	
2歳	75	87	88	89	70	70	70	70	
3歳	94	79	83	88	89	73	72	72	
4歳	114	95	79	83	88	89	73	72	
5歳	106	115	99	79	83	88	89	73	
6歳	99	105	113	99	79	83	88	89	
7歳	119	100	105	113	99	79	83	88	
8歳	136	120	101	105	113	99	79	83	
9歳	133	135	118	101	105	113	99	79	
10歳	145	136	138	118	101	105	113	99	
11歳	135	145	133	138	118	101	105	113	
合計	1,316	1,288	1,219	1,156	1,078	1,032	1,003	970	

出典～令和6年：住民基本台帳

## 2 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

### (1) 教育事業

#### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	11	14	28	24	25

#### ●量の見込み及び確保方策

(人)

1号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	26	26	26	26
②確保方策	26	26	26	26	26
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【量の見込みと確保方策について】

町内には2つの私立認定こども園があり、飯田市の認定こども園への広域入所とあわせて、一定のニーズがあります。今後も、町内認定こども園と飯田市と連携を取りながら、受入れの確保に努めていきます。

### (2) 保育事業

#### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号（3～5歳）	297	296	283	269	232
3号（0歳）	27	19	29	28	26
3号（1、2歳）	122	103	101	119	120

#### ●量の見込み及び確保方策

(人)

2号（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	260	250	234	217
②確保方策	保育園	250	260	250	234
	地域型保育事業				
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

3号（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		22	21	21	21	21
②確保方策	保育園	22	21	21	21	21
	地域型保育事業					
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

3号（1、2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		104	88	88	88	88
②確保方策	保育園	104	88	88	88	88
	地域型保育事業					
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

#### 【量の見込みと確保方策について】

町内の保育事業の定員数については、令和7年度現在440名の提供体制があります。

令和7年度から令和11年度にかけては、2号認定は減少傾向、3号認定は微減傾向にあります。未満児の途中入所希望に対応ができるよう、人材確保を行っていきます。

今後、町立山吹保育園の園舎改修を計画しますが、保育園整備中の支援体制づくりも課題となります。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期

#### (1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携等を行う事業で、4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれています。

##### ●実績値

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	1	1	1	1	1

##### ●量の見込み及び確保方策

(箇所)

実施施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

##### 【量の見込みと確保方策について】

令和7年4月から、役場健康福祉課内に「たかもりこども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	15,987	15,336	17,729	22,078	22,786

##### ●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23,500	23,030	22,560	22,560	22,560
②確保方策	23,500	23,030	22,560	22,560	22,560
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

地域子育て支援事業「あつたかてらす」の利用者がコロナ禍（令和4年度まで）から大きく増加しました。土日は町外利用者が多い中、今後、町内利用者の利便性を検討しながら、提供体制の確保を行います。

### （3）妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ●実績値 (回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	1,542	1,717	1,659	1,419	1,382

#### ●量の見込み及び確保方策 (回)

受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
②確保方策	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

※①量の見込み（配布件数×一人あたりの回数）

### 【量の見込みと確保方策について】

妊婦健診の補助を継続し、母子手帳発行時から継続的な指導などが行える体制を充実させていきます。

### （4）乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ●実績値 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施数	63	87	87	79	65

#### ●量の見込み及び確保方策 (人)

実施数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	65	65	65	65	65
②確保方策	65	65	65	65	65
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

乳幼児家庭全戸訪問事業を通して、母親と子どもの状況を確認し、必要に応じて家庭の支援が行えるようにします。

## (5) 要保護児童等に関する支援に資する事業

### ①養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して相談支援を行う事業です。

#### ●量の見込み及び確保方策

(人)

実施数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

各関係機関と連携を行い、支援が必要な家庭に対して専門的な支援ができるようにします。

### ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 【事業概要】

支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組強化を行う事業です。

#### 【確保方策】

要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関であるこども家庭センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、引き続き関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

### ③子育て世帯訪問支援事業

#### 【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事・育児の支援を行う事業です。

### 【確保方策】

家事・育児支援が必要であると判断した家庭に対して実施します。

## ④児童育成支援拠点事業

### 【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 【確保方策】

今後、必要に応じて確保方策を検討します。

## ⑤親子関係形成支援事業

### 【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

### 【確保方策】

今後、必要に応じて確保方策を検討します。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

### ●実績値 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	28	13	8	17	19

### ●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

支援を必要とする家庭が、必要な時に利用できるよう、連携や確保を進めます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ●実績値 (就学児)

(人)

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	19	10	21	94	188

### ●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	88	86	84	82
②確保方策	90	88	86	84	82
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

令和6年度に急激に利用者（延べ件数）が増えました。今後の動向は不透明ですが、多様な働き方や家庭の在り方により、子どもの預かりや送迎などを中心に少なくとも令和5年度実績と同水準での量が見込まれるため、委託先と協議し、受け入れ体制を確保するとともに、事業の周知や提供会員の養成研修会などを開催し、資質向上を図ります。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■幼稚園児一時預かり事業(1号・2号保育ニーズ)

#### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園児一時預かり事業(1号・2号保育ニーズ)	0	0	0	0	0

#### ●量の見込み及び確保方策

(人)

訪問数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

町内に幼稚園がなく、設置予定もないため、量の見込みは設定しません。

#### ■一時預かり事業(在園児対象型以外)

##### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (在園児対象型以外) 利用者数	139	67	175	271	262

##### ●量の見込み及び確保方策

(人)

一時預かり事業 (在園児対象型以外) 利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	245	240	235	230
②確保方策	250	245	240	235	230
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

非定期型保育、緊急保育、私的理屈等、一時預かりのニーズに対して、必要量を確保していきます。

## (9) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

##### ●実績値

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	179	178	163	226	314

##### ●量の見込み及び確保方策

(人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	216	212	208	204
②確保方策	220	216	212	208	204
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

短時間保育を希望している家庭の要望にも応えながらニーズを満たしていきます。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。（現在、高森町内に施設なし。飯田市・飯島町の施設を利用。）

### ●実績値 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	28	45	27	58	60

### ●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【量の見込みと確保方策について】

引き続き提供体制の確保に努め、子育てしながら働きやすい環境の整備を目指します。

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ●実績値 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	97	97	104	108	96

### ●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	33	26	28	30	30
	2年生	28	25	20	20	22
	3年生	25	27	24	19	20
	4年生	12	12	13	12	9
	5年生	4	3	3	3	3
	6年生	3	3	2	2	2
②確保の内容		105	96	90	86	86
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

高森町では、北小学校・南小学校の2学校で放課後児童クラブを行っています。今後は、放課後児童クラブのニーズに応えられるよう、安定した人材確保のために、民間委託を検討します。

### (12) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子支援として、一定期間、医療機関または助産所において宿泊及び通所により、母体の休養、体力の回復、母体及び乳児のケアを実施する事業です。

#### ●実績値 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	1	1	4	4

#### ●量の見込み及び確保方策 (人)

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保方策について】

「宿泊型」「日帰りケア（1日型デイサービス）」「訪問型（半日型デイサービス）」といった母親と乳児の状況に応じた産後ケア事業を実施しています。今後も支援を必要とするすべての人が事業を利用できるよう実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

高森町では、主食費の全額負担、副食費の一部補助（実費徴収）を行います（低所得世帯・第3子については減免あり）。今後の副食費の徴収免除や他の費用の助成については、国の動向も踏まえて必要に応じて適切に対応し、家庭への負担が増えないような支援に努めます。

## **(14) 多様な事業者の参入促進について**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

高森町では、今ある4園において、保育ニーズに対応可能な体制を維持・整備していきます。子どもの数や保育ニーズ等の動向を踏まえ、状況に応じて民間事業者の参入の促進も検討します。

## **(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

### **【事業概要】**

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

### **【確保方策】**

令和7年度は補助事業としての位置づけであり、現時点で当該事業の実施予定はありませんが、一時預かり事業等、既存の事業でニーズへの対応を図ります。

令和8年度以降に給付事業として制度化された場合の実施については、こども家庭庁が実施している試行的事業の実施状況や県の動向を踏まえ、検討します。

## **4 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について**

---

当町においては、子ども視点で、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能と施設の整備を一体的に捉えた持続的な環境の整備を進めます。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向等を注視し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

### **(1) 教育・保育の一体的な提供の推進**

当町の保育所・認定こども園は計画期間内の3歳未満児の空き定員に余剰が少ないことから、主に3歳未満児を中心とする受け皿の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図ります。また、地域のニーズ、子どもの数、子育て支援関連施設、教育施設の状況を勘案した上で、公立保育所の認定こども園への移行が必要になる場合は、子ども・子育て会議で検討を進めます。

### **(2) 保育士等の資質向上のための支援**

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、資質向上のための支援や人材の確保・育成に努めます。

#### **①幼稚園教諭や保育士等による合同研修**

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有し、職員の資質向上を図れるよう合同研修の開催など、広域的な取り組みを検討していきます。また、町内においては町立、私立の保育士間の意見交換や研修の機会を設けたりするなど、連携を進めています。

#### **②特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上**

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

#### **③教育・保育に関わる職員の処遇改善**

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に困難になると予想されます。今後とも国の制度等を活用

し、保育士の処遇改善に努めると同時に、質の高い保育の提供に努めます。

### **(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実**

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要です。

- ・妊娠、出産期から学童期まで切れ目ない地域支援体制に取り組んでいきます。
- ・保護者の困り感に寄り添った相談・適切な情報提供を行います。
- ・安全・安心で健全な子育て環境の確保に努めます。
- ・子育て支援に携わる人材の育成及び活用が必要であると考えます。

### **(4) 保育園・認定こども園と小学校との連携**

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と保育園・認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め共有することが大切です。

保育園・認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。保育園・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## **(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について**

2019 年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、当町では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、円滑に実施していきます。

### **①子育てのための施設等利用給付の方法**

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年 4 回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

### **②子育てのための施設等利用給付の申請**

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

### **③県との連携**

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県への協力の要請をはじめ、連携を強化します。

# **第6章**

# **計画の推進体制**

# 1 計画の推進に向けて

---

本計画の推進にあたっては、計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

## (1)多様な主体との連携による推進

本計画は、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域を始め、保育園や学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

## (2)情報提供・計画の周知

広報誌やホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

# 2 計画進捗・評価

---

計画の実行性を高めるために、計画・実行・点検（評価）・見直しのP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、計画どおりの見込みと確保のバランスがとれているかを確認するため、子ども・子育て会議を毎年度開催し、点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

また、『第7次振興総合計画（改訂版）「まちづくりプラン」』の子育て支援・教育等に関係する施策の評価、各事務事業の評価と連動し、本計画の評価を行います。